

三ヶ年計画/同修正案資金繰比較増減表 (概算) (第一頁)

区分	十		八		年		原		十		九		年		原		十		九		合計
	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	計画額	修正額	
石炭	-2382	-4163	1781						-992	-2899	1907										
木材	+1031	-2523	3660						+600	+835	235										
木材買取費	+69	+57	12						+69	+399	330										
木材造	-236	-222	14						+1	-1	2										
炭	-455	-147	122						+91	-1911	2062										
移住民等	-	-	-						-	-3473	3493										
収	-185	-331	47						-618	-1923	1245										
炭	-135	-222	123						+76	-712	268										
ソンドラ	-276	-45	252						+119	-466	379										
製	-	-	-						-	-5000	5000										
換取	-1788	-	1788						+467	-2257	2724										
計	-4970	-8103	3713						-233	-18935	17202										

研-0607



三ヶ年計画 / 同修正案資金繰比較増減表 (概算) (第一表)

区分	十		八		年		度		十		九		年		度		二		十		年		度		合計	
	計画額	修正額	増		減		計画額	修正額	増		減		計画額	修正額	増		減		計画額	修正額	増		減			
			金額	事由	金額	事由			金額	事由	金額	事由			金額	事由	金額	事由			金額	事由	金額	事由		
神奈川 水産	-1,000	-1,000	-	-	-	-	+ 70	+ 56	14	-	-	+ 70	+ 56	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 26	
神奈川 水産	- 217	- 227	10	-	-	-	- 13	+ 58	-	-	-	+ 56	+ 56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 103	
神奈川 海獣	-1,000	+ 17	983	-	-	-	- 627	- 983	356	-	-	+ 113	+ 113	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 157	
神奈川 水産 化学	-	- 615	615	-	-	-	-	+ 17	17	-	-	-	+ 35	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 25
神奈川 炭 掘	- 638	-	638	-	-	-	- 620	- 3,888	3,268	-	-	+ 34	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 122
神奈川 人 石	-	- 250	250	-	-	-	- 188	-	188	-	-	+ 7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 18
神奈川 水 銀	- 300	- 100	200	-	-	-	+ 14	- 450	464	-	-	+ 14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 21
神奈川 水 銀	-	- 8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川 水 炭	-	-	-	-	-	-	-	- 4,000	4,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川 水 炭	-	-	-	-	-	-	-	- 700	700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川 水 炭	-2,500	- 4,000	1,500	-	-	-	- 1,383	-	1,383	-	-	+ 188	+ 226	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 369
神奈川 水 炭	-	- 500	500	-	-	-	- 500	- 916	416	-	-	- 412	+ 11	543	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 92
神奈川 水 炭	-1,000	- 925	75	-	-	-	- 115	+ 15	250	-	-	+ 94	+ 75	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 108
神奈川 炭 掘	-	-	-	-	-	-	-	- 2,000	2,000	-	-	-	+ 94	94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川 炭 掘	-	-	-	-	-	-	-	- 1,500	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-6,655	- 7,608	953	-	-	-	- 3,353	- 14,293	10,940	-	-	+ 194	+ 686	582	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 994



注 (一) 資金収支資金不足額
(二) " " 利息金

三ヶ年計画/同修正案資金繰比較増減表 (概算)(第三表)

分	十 八 年 度				十 九 年 度				二 十 年 度				合 計		
	計画額	修正額	増	減	計画額	修正額	増	減	計画額	修正額	増	減	計画額	修正額	差額
賃	- 122	- 670	62	人件費、燃料、其他種費減	- 166	- 888	122	人件費、備品及消耗品費、通信費其他増	- 195	- 966	171	人件費、備品及消耗品費、修繕費、通信費其他増	- 2293	- 2524	231
息	- 720	- 570	160		- 949	- 2341	1392	借入金増=ヨル利息増	- 1086	- 3098	2012	借入金増=ヨル利息増	- 2765	- 6009	3244
他	+ 85	- 416	501	本銀貸付會社正當金、社債發行費、用 度開業費、利息、修繕費其他	- 36	+ 140	176		- 41	+ 20	61		+ 2	- 256	264
築	-	- 4	4		-	- 150	150		-	-	-		-	- 154	154
築	- 170	- 10	160	銀行繰延	- 170	- 150	20		- 170	- 200	30		- 570	- 360	150
築	- 24	- 28	4		-	-	-		-	-	-		- 24	- 28	4
器	- 12	- 34	22		- 12	- 50	38		- 12	- 50	38		- 36	- 134	98
費	-	- 248	248		-	+ 2	8		-	- 6	6		-	- 246	246
費	-	-	-		-	- 30	30		-	- 30	30		-	- 60	60
引	-	-	-		-	-	-		- 360	-	360		- 360	-	360
	- 1525	- 1980	397		- 1933	- 3461	1528		- 2444	- 4330	1886		- 5980	- 9971	3991
計	- 13,228	- 18,291	5,063		- 6,719	- 38,984	29,670		- 2,974	- 14,972	11,998		- 22,321	- 69,052	46,731

研-0607



金額 千円単位

注 (一) 貸入金収支資金不足額
(二) " " " 利益金

三ヶ年計画/同修正案資金繰比較増減表 (概算)(第三表)

区 分	十 八 年 度				十 九 年 度				二 十 年 度			
	計画額	修正額	増 減	理由	計画額	修正額	増 減	理由	計画額	修正額	増 減	理由
営業費	- 722	- 670	62	人件費、旅費、其他経費減	- 766	- 828	122	人件費、借入及消耗品費、通信費増	- 795	- 966	171	人件費、借入及消耗品費、修繕費、通信費其他増
文書利息	- 720	- 570	160		- 949	- 2341	1392	借入金増=ヨル利息増	- 1086	- 3098	2012	借入金増=ヨル利息増
立替金其他	+ 85	- 416	501	不銀貸付金、立替金、社債發行費用、度別繰上り金、繰上り損失其他	- 36	+ 140	176		- 41	+ 20	61	
事務所増築	-	- 4	4		-	- 150	150		-	-	-	
社宅増築	- 170	- 10	160	貸付繰延	- 170	- 150	20		- 170	- 200	30	
倉庫新築	- 24	- 28	4		-	-	-		-	-	-	
片窓	- 12	- 34	22		- 12	- 50	38		- 12	- 50	38	
事務用並事務用貯蔵品	-	- 248	248		-	+ 2	8		-	- 6	6	
北方調査所経費	-	-	-		-	- 30	30		-	- 30	30	
開募債券償還引	-	-	-		-	-	-		- 360	-	360	
計	- 1525	- 1980	397		- 1935	- 3461	1528		- 2444	- 4330	1886	
総計	- 12,228	- 18,291	5,063		- 6,119	- 35,784	29,670		- 2,974	- 44,972	11,998	

研-0607



秘

樟太開發株式會社職制

第一章 通 則

第一條 本會社ニ左ノ部所ヲ置ク

社 長 室
總 務 部
礦 業 部
農 林 部
東 京 支 社

第二條 社長室ニ於テハ人事、企畫ニ關スル事項ヲ掌理ス

第三條 總務部ニ於テハ文書、庶務、會計、用度、營業其他他部ニ屬セサル事項ヲ掌理ス

第四條 礦業部ニ於テハ兩名好礦業所ニ關スル事項ヲ掌理ス

第五條 農林部ニ於テハ林業、農業、畜産業並ニ之ニ附帶スル事項ヲ掌理ス

第六條 東京支社ニ於テハ對外交渉、資金、資材ニ關スル事項ヲ掌理ス

第七條 各部ニ部長、東京支社ニ支社長ヲ置ク
部長及支社長ハ社長ノ命ヲ承ケ各其ノ事務ヲ統括ス

第八條 社長室ニ社長附ノ秘書役又ハ秘書若干名ヲ置クコトヲ得

第九條 社長室ニ人事課及企畫課ヲ置ク

人事課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 職制ニ關スル事項

二 社員ノ任免、進退、賞罰其ノ他人事ニ關スル事項

三 社員ノ待遇、給與ニ關スル事項

四 機密事項及機密文書ニ關スル事項

企畫課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一、企畫及調査ニ關スル事項
二、其ノ他他課ニ屬セザル事項

第十條 總務部ニ總務課並ニ經理課ヲ置ク
總務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一、文書ニ關スル事項
 - 二、資金ニ關スル事項
 - 三、庶務ニ關スル事項
 - 四、其ノ他他課ニ屬セザル事項
- 經理課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一、豫算及決算ニ關スル事項
 - 二、金銀ノ出納及會計ニ關スル事項
 - 三、會社ノ財産ニ關スル事項
 - 四、用度ニ關スル事項

五、監査ニ關スル事項

第十一條 南名好鐵業所ノ發制ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 農林部ニ庶務課、林業課及農業課ヲ置ク

- 一、庶務ニ關スル事項
 - 二、農林部會計經理ニ關スル事項
 - 三、其ノ他他課ニ屬セザル事項
- 林業課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一、斫伐ニ關スル事項
 - 二、植林ニ關スル事項
 - 三、其ノ他右二項ニ附帶スル事項
- 農業課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一、農業ニ關スル事項
 - 二、畜産業ニ關スル事項



三其ノ他右二項ニ附帶スル事項

第十三條 東京支社ニ庶務課及購買課ヲ置ク

庶務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 對外交渉及連絡ニ關スル事項

ニ 資金ニ關スル事項

三 其ノ他庶務ニ關スル事項

購買課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 資材ノ購買ニ關スル事項

第十四條 各課ニ課長ヲ置ク

各課ニ係ヲ設ケ係ニ主任ヲ置キ各其ノ事務ヲ分掌セシム

各係ノ名稱及事務分掌ニ付テハ社長之ヲ定ム

第十五條 社長必要アリト認メタルトキハ各部ノ出張所又ハ詰所ヲ置クコトヲ得

第二章 役員會

第十六條 役員會ハ社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第十七條 役員會ノ議長ハ社長之ニ任ス 社長事故アルトキハ副社長之ヲ代理ス

第十八條 役員會ハ役員ノ過半數ノ出席アル場合ニ於テ之ヲ開催ス

但シ定數ニ滿タサルモ事ノ急施ヲ要シ又社長ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ出席者ニ於テ之ヲ審議スルコトヲ得 此場合ニ於テハ次回ノ役員會ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第十九條 役員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス 可否同數ノ場合ハ社長之ヲ決ス

第二十條 監事ハ役員會ニ出席シ意見ヲ陳ブルコトヲ得

第二十一條 役員會ハ必要ニ應シ社長之ヲ招集ス

第二十二條 役員會ノ議事要領及決議ハ議事録ニ記載シ出席役員之ニ
記名捺印保存スヘシ

第二十三條 役員會ニ於テハ左ノ事項ヲ付議ス

一、權太開發株式會社法及定款ノ改正ニ關スル件

二、株主總會ノ招集及其ノ付議事項ニ關スル件

三、株式ノ募集及拂込ニ關スル件

四、社債ノ募集、借替又ハ償還ニ關スル件

五、職制其ノ他重要ナル規程、規則ノ制定改廢ニ關スル件

六、豫算及決算ニ關スル件

七、事業計畫ニ關スル件

八、法令ニヨリ政府ノ認可、承認及指定申請ニ要スル件

九、重要財産ノ得喪ニ關スル件

十、投資並ニ有價證券ノ取得及處分ニ關スル件

十一、重要ナル訴訟ニ關スル件

十二、重要ナル契約ノ締結ニ關スル件

十三、重要ナル人事ニ關スル件

十四、其ノ他社長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十四條 緊急又ハ已ムテ得ザル事由ニ依リ役員會ニ付議スルコト
能ハサル場合ハ社長適宜之ヲ專行スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次回ノ役員會ニ於テ報告シ其ノ承認ヲ受クルコ
トヲ要ス

第二十五條 社長ハ必要ニ應シ參與理事會ヲ招集スルコトヲ得

第三章 常任監事

第二十六條 常任監事ハ常時出社シテ本會社ノ業務ヲ監査スルモノト
ス

第二十七條 常任監事ハ處理ヲ了シタル文書、帳簿、傳票及報告ニ付
査閱スルモノトス

第二十八條 常任監事ハ必要ニ應シ其ノ事務ニ關シ取扱者又ハ關係者ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條 常任監事ハ毎月一回監査ノ結果ヲ社長ニ報告スルモノトス

第三十條 常任監事ハ每期一回又ハ臨時ニ監事會ヲ召集シ業務監査ノ経過及結果ニ付報告スルモノトス

第四章 社員

第三十一條 本會社ニ左ノ社員ヲ置ク

職員

監事

技師

副監事

書記

技手

書記補

技手補

職員

第三十二條 本會社ニ顧問又ハ囑託ヲ置クコトヲ得

第五章 任 免

第三十三條 社員ノ任免ハ社長之ヲ行フ

第三十四條 社員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ非レハ其ノ職ヲ免セラ
ル、コトナシ

一 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキ

二 懲戒ノ處分ヲ受ケタルトキ

三 不具廢疾ニ因リ又ハ身体若ハ精神ノ耗弱ニ因リ其ノ職ニ堪ヘサル
トキ

四 傷病ニ因リ其ノ職ニ堪ヘサルトキ

五 自己ノ都合ニ依リ退職ヲ願出テタルトキ

六 職制ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ



本會社ノ都合上必要ナルトキ

第六章 休 職

第三十五條 社員在ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

- 一、職訓ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 二、傷病ニ因リ引續キ九十日以上職務セサルトキ
- 三、徵兵検査ニ合格シ入營シタルトキ
- 四、本會社ノ推薦ニ依リ他ノ會社ノ役員又ハ社員ニ專任シタルトキ
- 五、刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ
- 六、本會社ノ都合上必要ナルトキ

第三十六條 休職ノ期間ハ前條第一號第二號及第六號ノ場合ニ在リテハ滿一年其他ノ場合ニ在リテハ其休職ヲ命シタル事故止ム迄トシ右期間内若ハ事故止シタルトキ復職ヲ命セサルトキハ之ヲ退職者トナス

第三十七條 社員ノ休職ハ社長之ヲ行フ

第七章 懲 戒

第三十八條 社員ノ懲戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ

- 一、職務上ノ職務ニ違背シ又ハ職務ヲ懈怠シタルトキ
- 二、社員タルノ体面ヲ汚シ又ハ信用ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキ

第三十九條 懲戒ハ左ノ三種トス

- 一、免 職
- 二、減 俸
- 三、譴 責

前條ノ場合ニ於テ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ本會社ニ損害ヲ生セシメタルトキハ前項ノ處分ノ外其ノ損害ノ全部又ハ一部ノ賠償ヲ命スルコトアルヘシ

第四十條 懲戒ニ因リ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ本會社ヨリ受クヘキ總テノ利益ヲ失フ

第四十一條 減俸ハ一月以上一年以内月俸ノ三分ノ一以内ヲ減ス

第四十二條 社員ノ懲戒ハ社長之ヲ行フ

第八章 職 務

第四十三條 社員ハ本職制並ニ成規及命令ヲ遵守シ誠實勤勉其ノ職務ニ盡スヘシ

第四十四條 社員ハ常ニ社務ノ進捗整理ト社業ノ發展隆盛ヲ圖リ苟モ本會社ノ利益ニ關係アリト認メタル事項ハ之ヲ所屬長ニ申告スヘシ

第四十五條 社員ハ克ク上下ノ分ヲ守リ互ニ禮讓信義ヲ重ンジ協和親睦ヲ旨トシ若シ社務上意見ヲ異ニスルコトアルトキハ所屬長ニ具申シテ其ノ裁決ヲ俟ツヘシ

第四十六條 社員ハ質素其ノ分ヲ守リ品行ヲ慎ミ苟モ其ノ体面ヲ汚スカ如キ所爲アルヘカラス

第四十七條 社員ハ平素來客ニ接スルニ專ラ懇切丁寧ヲ以テシ輕卒侮慢ノ舉動アルヘカラス

第四十八條 社員ハ自己ノ職務ニ關スルト否トテ問ハス本會社ノ機密並ニ取引先ノ秘密又ハ内情ヲ他ニ漏洩スヘカラス

第四十九條 社員ハ自己ノ情實ヲ以テ社規ヲクヘカラサルハ勿論其ノ權限ヲ超エ專斷ノ所爲アルヘカラス

第五十條 社員ハ災害其ノ他非常ノ場合ニ於テハ速カニ協力シテ本會社ノ保安ニ任スヘシ

第五十一條 社員ニシテ故意、怠慢若ハ過失ニ因リ本會社ニ損害ヲ及ホシ又ハ本會社ノ信用ヲ失墜セシムルコトアルトキハ本人ハ勿論所屬長モ亦其ノ責ヲ免カル、コトヲ得ス

第五十二條 社員ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
一 本會社ニ對シ債務ヲ負フコト



三、取引先ヨリ金銭若ハ物品ヲ借入レ又ハ取引先ニ對シ自己若ハ第三者ノ爲ニ債務ヲ負フコト

三、社長ノ許可ナクシテ他ノ職務ニ從事スルコト

四、職務ニ關聯シテ私ニ金品ノ貸借ヲ爲シ又ハ贈與若ハ請託ヲ受クルコト

五、所屬長ノ承認ヲ得スシテ執務中濫リニ其席ヲ離レ又ハ外出スルコト

第五十三條 社員採用セラレタルトキハ速カニ居所又ハ住所ヲ届出ツ
ヘシ

第五十四條 社員改氏名、轉籍其他身分ニ異動ヲ生シ又ハ轉居ヲ爲シタルトキハ其ノ旨速カニ届出ツヘシ

第五十五條 社員出勤シタルトキハ自ら出勤簿ニ捺印スヘシ

第五十六條 社員執務中病氣其ノ他ノ事故ニ因リ早退セントスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第五十七條 職員病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出勤スルコト能ハサルトキハ當日午前中ニ其旨届出ツヘシ 但シ病氣引籠七日以上ニ亙ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第五十八條 社員父母ノ祭日ニ當ルトキハ豫メ届出ヲ爲シ當日休務スルコトヲ得

第五十九條 社員喪ニ當リタルトキハ死亡者トノ關係ヲ記載シテ届出ツヘシ 但シ死亡者十歳未満ナルトキハ其ノ年齢ヲモ附記スヘシ

第六十條 社員病氣療養其ノ他ノ事故ニ因リ勤務地ヲ離ル、トキハ其ノ事由ヲ具シ許可ヲ受クヘシ

第六十一條 社員出張、赴任又ハ私事旅行ノ場合ハ豫メ日程ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ 但シ出張中ニ於ケル日程ノ變更ニハ豫メ事由ヲ具シ所屬長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二條 社員出張ノ用務ヲ了リ歸着シタルトキハ口答又ハ書面ヲ

以テ速カニ復命スヘシ 但シ隨行ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條 社員勤務ヲ命セラレタルトキハ發令ノ翌日ヨリ七日以内ニ出發スヘシ 病氣其ノ他ノ事由ニ因リ右指定日限度ニ出發シ得サルトキハ事由ヲ具シ許可ヲ受クヘシ

第六十四條 社員時間外勤務ヲ爲シ又ハ臨時勤務シタルトキハ宿直員ニ其ノ旨通告スヘシ

第六十五條 本章ノ規定ハ之ヲ傭員ニ準用ス

第九章 文 書

第六十六條 到着文書ハ總テ當該ノ課又ハ係ニ於テ開封ノ上文書件名簿ニ收受年月日及記番號ヲ記載スルト共ニ之ヲ收受文書ニ記入シ主務ノ課長又ハ係主任ニ配付スヘシ
金券其ノ他貴重ノ文書ニ付テハ文書件名簿ニ依リ其ノ收受ヲ明ニスヘシ

親展書ハ親展書配付簿ニ記入シ封緘ノ儘宛名ノ者ニ配付スヘシ

第六十七條 主務ノ課長又ハ係主任ハ受理ノ文書ヲ査閱シ重要ナルモノハ所屬長ノ指揮ヲ承ケ其ノ他ハ速カニ之ヲ處理スヘシ

第六十八條 他ノ課又ハ係ニ關係ヲ有スル文書ハ之ヲ關係ノ課長又ハ係主任ニ合議スヘシ

前項ノ文書ハ關係ノ課長又ハ係主任通過ナク之ヲ査閱シ若シ意見ヲ異ニスルトキハ面議商量シ尙決セサルトキハ所屬長ノ決定ヲ受クヘシ

第六十九條 所屬長ノ決裁ヲ受クヘキ事項ニシテ急施ヲ要シ定規ノ順序ヲ經ルコト能ハサルトキハ主務者ハ之ヲ施行シタル上後關ヲ受クヘシ

第七十條 決裁文書ニハ決裁年月日及記番號ヲ記入シ之ヲ當該ノ課又ハ係ニ回付スヘシ 但シ秘密ニ屬スルモノハ封緘ノ上回付スヘシ 當該ノ課又ハ係ハ淨書校合ノ上之ヲ發送スヘシ

第七十一條 發送文書ハ本社ニ於テハ社長名又ハ社名ヲ、支社ニ於テハ支社長名又ハ支社名、營業所ニ於テハ所長名又ハ所名ヲ用フヘシ但シ社内ノ往復文書又ハ輕易ナル事項ニ限り副社長名、支社長名、部長名又ハ課長名ヲ用キルコトヲ得

第七十二條 發送文書ニシテ收受文書ニ對スル照會、回答等ニハ收受記番號ヲ繼承使用スルコトヲ得
前項以外ノ文書ハ文書件名簿ニ之ヲ登録シ記番號ヲ附スヘシ

第七十三條 定結ノ文書ニハ其ノ欄外餘白ニ定結ノ印ヲ押捺シ之ヲ當該ノ課長又ハ係主任ニ引繼クヘシ

第七十四條 文書取扱及文書編纂保存ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 印章

第七十五條 本會社ニ於ケル印章ノ種類及其ノ保管者ハ左ノ如シ

一、本社正印、社長正印、副社長印、理事印、監事印、部長印

本社 總務課長

二、本社副印、社長副印、支社印、支社長印、

支社 庶務課長

三、課印、課長印

當該課長

第七十六條 本社正印、本社副印、社長正印、社長副印、副社長印、理事印、支社長印、支社印及部長印ハ社長、副社長、支社長又ハ部長ノ檢印アル決裁書類ニ依リ之ヲ押捺スヘシ

監事印ハ監事ノ檢印アル決裁書類ニ依リ之ヲ押捺スヘシ

課印、課長印ハ當該課長ノ檢印アル決裁書類ニ依リ之ヲ押捺スヘシ

第七十七條 印章ハ錠ヲ附シタル匣ニ藏メ保管者其鍵ヲ保管シ使用ノ都度開閉スヘシ

第十一章 金庫

第七十八條 現金、諸證券、未交付ノ株券及債券、印章、重要ナル書



類及物品等ハ之ヲ金庫ニ格納スヘシ

第七十九條 金庫ノ内扉ノ鍵ハ當該部長又ハ係主任之ヲ保管シ外扉ノ鍵ハ所屬長ノ指名ヲ受ケタル者之ヲ保管シ其ノ開閉ハ立會ノ上之ヲ爲スヘシ

第十二章 宿 直

第八十條 退出時刻ヨリ翌日出勤時刻迄及休業日ニハ宿直ヲ置ク

第八十一條 宿直者ハ寄託セラレタル物品ノ保管及文書ノ收受發送ヲ爲シ社内ノ取締ニ任スヘシ

第八十二條 宿直ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十三章 營業時間及休業日

第八十三條 營業時間ハ地方ノ狀況ト季節ニ依リ社長之ヲ定ム

第八十四條 現業ニ従事スル者ノ勤務時間及休業日ニ付テハ別ニ之ヲ

定ム

第十四章 休 暇

第八十五條 社員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休務スルコトヲ得

一 父母及配偶者ノ祭日ニ當ルトキ

二 徴兵検査ヲ受クルトキ

三 陸海軍召集規則ニ依リ召集セラレタルトキ

四 傳染病豫防法ニ依リ交通ヲ遮断セラレタルトキ

五 公ノ義務ニ依リ官廳又ハ指定ノ場所ニ出頭シタルトキ

六 天災事變其ノ他避クヘカラサル事由ニ依リ出勤ヲ妨ケラレタルトキ

前項ノ休務日數ハ第二號乃至第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ所要期間トス

第八十六條 社員喪ニ當リタルトキハ左ノ區分ニ依リ休務スルコトヲ得

一、父母妻子
 但シ十歳未満ノ子
 五日
 二、祖父母、兄弟姉妹、孫
 但シ十歳未満ノ孫
 七日
 三、曾祖父母、伯叔父母
 三日
 第八十七條 社員轉勤ヲ命セラレタルトキハ事務ニ支障ナキ限り出發
 前三日、到着後二日以内休務スルコトヲ得
 第八十八條 社員ニハ事務ニ支障ナキ限り一年ヲ通シ二週間以内ノ休
 暇ヲ與フルコトヲ得 但シ就職後一年未満ノ者ハ此ノ限ニ在ラス
 第八十九條 内地ヨリ内地以外ニ又ハ内地以外ヨリ内地ニ滿二年以上
 歸省セサル者前條ノ賜暇ヲ受ケ歸省スル場合ニハ直行ニ要スル往復
 日數ニ應ジ休暇ヲ與フ

附 則

本職制ハ昭和十六年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

4000000000

昭和十八年十月

昭和十八年十月

自昭和十八年
至昭和二十年

政府元利支拂保證増額申請書説明概要

権太開發株式会社

研-0607

0025

目次

直營事業之部

石炭採掘事業

所伐事業

木材買取販賣事業

水炭及薪材生産事業

造林事業

農

秘植民事業

畜産事業

窯業

ツンドラ事業

製塩事業

機帆船運航事業

出資之部

樺太海獸興業株式会社

樺太水産化學工業株式会社

樺太製糖株式会社

樺太水銀鑛業株式会社

樺太石灰工業株式会社 (仮稱)

樺太製材株式会社

樺太造船株式会社

樺太農地開拓株式会社 (仮稱)

樺太農機具株式会社 (仮稱)

樺太火柴工業株式会社

其他之部

各事業別計畫生産高一覽表

三ヶ年計劃對同修正案資金繰比較増減表

研-0607

0027

直營事業之町
石炭採掘事業

一、事業概況

消名好炭ハ、近斯發生爐用甲一級品ニシテ低溫乾溜用トシテ最適ト認メラレ
昭和二十年度ニ於テ二十萬七出炭計画完成ヲ目標ニ坑内外ノ諸施設續止
備電氣設備等各般ニ涉リ整備擴張ヲ計リソ、アリ
資金繰及收支豫算

項目	起		経		収		支		差引
	炭	金	金	金	差	差	差	差	
計	七、七九、四七五	八、一八、四一〇	六、五九、九四二	七、七四、七三三	六、〇六、六七〇	六、〇六、六七〇	六、〇六、六七〇	一、一三、八〇〇	二、一〇、七四〇
十八	三、三三、五五〇	三、八八、四一〇	一、三六、二五五	二、〇八、四九〇	一、三三、五〇〇	一、三三、五〇〇	一、三三、五〇〇	一、七四、九一〇	二、〇二、四〇〇
十九	三、二八、八三〇	三、七八、三〇〇	二、二九、九七〇	三、七〇、二四三	二、七三、一七〇	二、七三、一七〇	二、七三、一七〇	一、〇一、七四〇	一、〇一、七四〇
二十	一、一七、七九五	一、二一、六九〇	二、九三、七二〇	五、九五、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	一、〇一、七四〇	一、〇一、七四〇
合計	七、七九、四七五	八、一八、四一〇	六、五九、九四二	七、七四、七三三	六、〇六、六七〇	六、〇六、六七〇	六、〇六、六七〇	一、一三、八〇〇	二、一〇、七四〇

研究事業

事業概況

概業用材ハ、船履難緩和ノ域ニ達セザル爲メ需要尙少ナキモ公用向ケ製材ノ
増加ニ依ル原木ノ増加並ニ特殊材特ニ海洋版ノ増加ヲ見込ミ今十八年度以
降ニケ年間ノ研究予備数量左ノ如シ

年度	項目	数量	数量	数量	数量	数量
昭和十八年	炭業用材	九、八三〇	六、五五、千〇〇	二、七五、五〇〇	七、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
	炭材原木	九、〇〇〇	九、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇		
十九年	炭業用材	三、五〇〇	九、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇		一、五三〇、〇〇〇
	炭材原木	九、〇〇〇	九、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇		
二十年	炭業用材	五、〇〇〇	九、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇		一、六八〇、〇〇〇
	炭材原木	九、〇〇〇	九、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇		

二 資金繰及收支豫算

年度	項目		資金繰差引額 (不足)	収支		差引額
	経費	収入		収入	経費	
昭和十八年	一〇、二六五、二	七、五九七、九四	二、五九八、二八	七、九四六、九三	七、五七五、二二	三、八八一、七一
十九年	一五、〇四〇、四六三	一五、八七五、二二	八三三、七五八	一四、二〇〇、〇〇	一三、一七八、〇〇	一、〇二五、七五八
二十年	一八、七二六、四〇〇	一七、七五三、三〇〇	一、〇〇三、一〇〇	一七、七五三、三〇〇	一八、三二九、四〇〇	一、〇二二、一〇〇

※ 十九年度収入トナルベキ十八年材着業資金約ニ八三、八千円反手持十
 六七、七千円約ニ五、六千円相当額ノ十八年中支拂ニ因リ資金一時不足
 トナル、冬山造材資金收支ハ着手ヨリ持渡迄ニ懸業所及ニ直ルヲ普
 通トス

木材買取販賣事業

事業概況

木材統制法島内ニ實施セラレ當社止垂以外ノ木材附子移出入材及島内販給
 材等モ當社一元的ニ取扱ノ事トナレ共ノ取扱ヒ見込左ノ如シ

年度別	収入	支出	島内販給材
昭和十九年	二〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
二十年	二〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇

二 資金繰及收支豫算

年度別	項目		合計	収支		差引額
	経費	収入		収入	経費	
十九	七、五〇五、〇〇	八、五七五、〇〇	一、〇七〇、〇〇	八、四六五、〇〇	八、〇〇八、〇〇	三九八、〇〇
二十年	七、五〇五、〇〇	八、五七五、〇〇	一、〇七〇、〇〇	八、四六五、〇〇	八、〇〇八、〇〇	三九八、〇〇
合計	一五、〇一〇、〇〇	一七、一五〇、〇〇	二、一四〇、〇〇	一六、九三〇、〇〇	一六、〇一六、〇〇	七三四、〇〇



水炭及薪材生産事業

事業概況
 一 所収ノ副業トシテ水炭昭和十九年度千六百處二十年度五千六百處薪材十九年度百數二十年度百數止産ノ豫定ナリ

二 資金繰及收支豫算
 少額ニ止マルヲ以テ略ス

造林事業

事業概況
 本島ニ於ケル森林資源確保並ニ開發ヲ計ル爲メ樺太嶽ノ方針ニ基キ國有林ノ開地大萬町歩、貸付ヲ受ケ、トド松、エゾ松及グイ松ノ植栽ヲ行ハントス
 一 ルモノニテ十八年度一、〇〇〇町歩十九年度一、五〇〇町歩二十年度二、〇〇〇町歩ノ予定トス
 三 資金繰及收支豫算

項目	起		差引		資金繰差引資金 過(+) 不足(-)
	起	業費	差	引	
一八	二、三三、七五三	九八、二四七	九、九六五	二二、二〇三	(一) 二二、二〇三
一八	三、五、四〇八	一、五、一九六	一、〇、五〇〇	四、九、八七一	(一) 四、九、八七一
二〇	四、九、一、六七七	一、八、三、九一七	二、五、二九〇	六、四、九、三〇四	(一) 六、四、九、三〇四
合計	九、七、六、八三八	四、三、三、一三七	四、五、七、五五	一、三、六、四、二一〇	(一) 一、三、六、四、二一〇

六 五



農 業

一、事業概況

島内食糧自給ヲ計ラン爲樟木ノ特異性ニ鑑ミ飼畜機械化農場ヲ經營シ意欲ナル食糧増産ト農民ノ扶植ヲ計リ以テ拓地植民ノ實ヲ擧ゲントス差當リ現任經營中ノニ農場ヲ擴張シ更ニ毎坪ニ農場ヲ創設シ十ヶ年後ニ三十二農場ヲ運營セントスル計畫ニテ一切ノ土木工事ヲ行ヒ農具機械ノ購入整備ト共ニ耕馬乳牛種牝牛ヲ飼育シ小麦蚕豆馬鈴薯甜菜燕麥其ノ他畜産物等ノ増産ヲ行ハントス

二、資金繰及收支豫算

年度	起		支		差引
	普通	政府補助	生産物	經營費	
八	六六一三二	四三〇九	八三二六五	一〇七八四	八〇六三五
九	一八〇五九	一五九〇	五七三九	一四七四四	三〇六八五
合計	一八〇五九	四三〇九	八三二六五	一四七四四	三〇六八五

年度	起		支		差引
	普通	政府補助	生産物	經營費	
八	一八三三二	五二〇五	一七二〇九	六五八五	三〇六八五
九	四二四七	一五九〇	三二〇四	一三六六一	一三六六一
合計	一八三三二	五二〇五	一七二〇九	六五八五	三〇六八五

而シテ初期ニ於テハ右收支相償ハザルモ大目ニ於テハ經營ノ安定ヲ見一農場經營費一ニ一千元ニ對シ收入一ニ六千元トナリ差引五千元ノ利益ヲ見ルモノトス



移植民事業

一 事業概況

北方國府ノ第一線トシテ將又北進基地トシテ樺太ノ使直並取上兀モ緊要ナルハ農業人口ノ扶植ニアリ當社ハ樺太廳ノ方針ヲ体シ移植者ノ振興助成ヲ担當シ毎年五百戸ノ移植民ヲ目標ニ十戸毎度ハ諸般ノ準備ヲ行ヒ二十年度ヨリ入植セシムルモノニテ有家族者ニハ土地十町歩單身者ニハ班ヲ組織シ共同經營ヲ行ハシメ一戸ヲ荷ヘタル後獨立經營スルモノトシ農具家畜ノ貸付種子飼料給料給與ト共ニ指導員ヲ配置シ移民指導所ヲ設置スル計画ナリ

二 資金繰及收支豫算

項目	費用		収入	
	事業費	事務費共他	計	資
十 九	四二二、〇〇〇	一四三、〇〇〇	四三六、三〇〇	八七二、〇〇〇
二〇	五二八、〇〇〇	四二八、〇〇〇	五七二、八〇〇	四五三、八〇〇
合計	九五〇、〇〇〇	五七二、〇〇〇	一、〇〇九、一〇〇	一、三二五、八〇〇

但シ不足資金ノ大部分ハ樺太廳ヨリ毎會計年度終リニ交付セラル建前トシ
 實費ハ一時當社ノ立替トナルモノナリ



畜産

一、事業概況

水島八家畜飼育上地理的經濟的好條件ニ思マレ居ルヲ以テ其蓄産増産ヲ圖リ食糧自給並ニ防寒用毛皮増産ニ寄與セシトス現在乳牛牧場ニハ但シ内一ヶ所ハ昭和十八年下期ヨリ着手シ馴鹿牧場ニ養狐場一ヲ經營中ナルガ昭和十九年ニハ牡牝肥育牧場一昭和二十年以降ハ乳牛牧場毎年一、馴鹿牧場ヲ今後十年間ニ七牧場宛新設ノ豫定ナリ

而シテ乳牛牧場ハ四百五拾町歩ヲ壹單位トシ乳牛百頭種牝牛ニ頭耕馬十頭ヲ配シ此牝肥育牧場ハ壹單位壹千五百町歩毎年二百五十頭宛ヲ購入當時一千頭ヲ繁殖スル計画ナリ 馴鹿牧場ハ壹單位壹万貳千五百町歩トシ約四百頭ハ牧場ニテ三万余頭ヲ飼養セントス 又養狐場ハ八年級ニ八百九拾余町歩ニ種狐千四百頭復ミンク千參百參拾頭牛馬四拾貳頭鵝五百羽ヲ飼養スル計画ニテ夫々飼料油ヲ耕作シ飼料ノ自給ヲ計リ必要ナル建物及購集物ヲ整備スル豫定ナリ

二、資金繰及收支決算

所 別	事業		資金繰		収 入	
	借入	貸出	借入	貸出	借入	貸出
一八	七七二八八九	一五五三八	一八四七〇八	一〇五九八七	七四六四八	六六六一
一九	一八八八九〇	一五五三八	一八四七〇八	一〇五九八七	七四六四八	六六六一
二〇	一八八八九〇	一五五三八	一八四七〇八	一〇五九八七	七四六四八	六六六一
合計	四八八六六六	四八八六六六	四八八六六六	四八八六六六	四八八六六六	四八八六六六

而シテ經營初期ハ右様收支相横ハザルモ後年左記ノ如ク安定ヲ見ルニ至ル

乳牛牧場 六年目以降一牧場一ヶ年所収入三三〇千円支出二七四千円差引五六千円ノ利益

牡牝肥育牧場 五年目以降一ヶ年所収入三九千円支出二八千円差引一〇千円ノ利益

馴鹿牧場 昭和十九年ニ於ケル収入三三九千円支出二二六千円差引一三三千円ノ利益

毛皮動物飼育場 八年目以降一ヶ年所収入四六千円支出四二千円差引四千円ノ利益



一 農業概況

北方住宅建築資材トシテ煉瓦ノ製造ヲ計ルト共ニ土地改良上必要ナル排水
 用土管ノ狀論ニ任ジ生活文化ノ改善ト農地開發ニ資セントス現在一工場ヲ
 經營シ昭和十九年ニ八畝畝、蕙須取ニ夫々一工場柯レモ年産煉瓦百八拾万
 箇上管拾五万本生産ノ際定ナリ

二 資金繰及收支豫算

年次別 項目	事業		計	生産物収入	資金繰差引費 (借入金)	収支		差引 (借入金)
	起業費	経営費				収入	支出	
一 八	一八八〇八	一八八六八	三九四九四	七二七〇〇	(一) 二七〇九四	七二七〇〇	六九七〇〇	(一) 二〇〇〇〇
一 九	八〇〇〇〇	一四〇四四三	九四〇四四三	二六七九五四	(一) 七二四九九	一六七九五四	一四九〇〇〇	(一) 二二九四四
二 〇	一	四二二二九	四二二二九	四五三〇二六	(一) 三二九九	四五三〇二六	三八七〇〇	(一) 七〇三二六
合計	八八〇〇八	六〇四四八	一六六二二六	六九二六八〇	(一) 九八八五八	六九二六八〇	五九七四〇	(一) 九八三七〇

ツンドロ加工事業

一 事業概況

島内燃盡藏ト稱セラレルツンドロヲ利用シテ家畜飼料人造板粘結劑等ノ製
 造ヲナシ軍需並ニ民需ニ應ゼントス 飼料年産凡百友人造板粘結劑等ノ製
 造百六拾本ノ生産計画ニテ昭和十九年準備ヲ完了シテ昭和二十年ヨリ創
 業ノ豫定ナリ

二 資金繰及收支豫算

年次別 項目	事業		計	生産物収入	資金繰差引費 (借入金)	収支		差引 (借入金)
	起業費	経営費				収入	支出	
一 八	四四六四	一	四四六四	一	(一) 四四六四	一	一	(一) 四四六四
一 九	四六〇〇〇	一	四六〇〇〇	一	(一) 四六〇〇〇	一	一	(一) 四六〇〇〇
二 〇	一	六三二〇〇	六三二〇〇	七三三五〇〇	(一) 四〇三〇〇	七三三五〇〇	六八五〇〇	(一) 六八五〇〇
合計	五〇四六四	六三二〇〇	一一三六六四	七三三五〇〇	(一) 四〇三〇〇	七三三五〇〇	六八五〇〇	(一) 六八五〇〇

製 塩 事 業

事業概況

島内ノ需要年約貳万トラ自給スルコトヲ目標トシテ當止ハ自産石炭ヲ以テ海水直煮法ニ依リ差シ當リ年七千五百トラ止産シ以テ塩ノ自給ト輸移入ノ船腹節約ニ寄與セントスルモノナリ 昭和十九年ヨリ諸般ノ準備ヲ始メ昭和二十年ニ完成昭和二十一年ヨリ創業ノ豫定ナリ

資金繰及收支豫算

項目	事業		備考
	収	支	
一 凡	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	
二 ツ	三,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	
合計	七,五〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	

機帆船運航事業

事業概況

經濟資源ノ開發ニ併行シ船腹不買ノ現状打開ヲ圖ラン爲昭和十九年度ニハ貳百五拾隻型拾隻昭和二十年ニハ同型貳拾隻ヲ購入シ島内運航可能期周夏季六ヶ月間ハ島内相互間並ビニ樺太内地間ヲ運航シ冬期六ヶ月間ハ内地運航會社ニ稼働船ヲナサントスルモノニテ夏期六ヶ月間ノ搬送力貳拾六万七千ト見込ナリ

資金繰及收支豫算

項目	事業		備考
	収	支	
一 凡	二,三六七,五〇〇	二,三六七,五〇〇	
二 〇	四,五一三,五〇〇	七,七二四,〇〇〇	
合計	六,八八一,〇〇〇	一〇,〇九一,五〇〇	
運賃収入	一,二二二,〇〇〇	一,二二二,〇〇〇	
資金繰差引算	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	
収 入	一,二二二,〇〇〇	一,二二二,〇〇〇	
支 出	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
損(益)	二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	

出資之部

權太海峽興業株式会社出資計畫

一、理由

本會社ハ海峽島ニ於ケル臘脚獸獲ト共ニ毛皮製及肉加工其他ヲ行フモノニテ當社ハ其ノ企業擴充ニ協力セントズルモノナリ

二、事業内容

昭和十七年資本金百萬圓(當社出資六十萬)ヲ以テ創立當時陸上獵獲ナリシモノ昭和十八年ヨリ各般ノ施設整備ト共ニ本格的獵獲ヲ行ヒ臘脚獸皮一馬放及同肉油ヲ始メロツペン鳥肉卵ヲ市場ニ供給スル計畫ニテ倍額増資ヲ次行當社ハ共ノ中七十萬圓ヲ投資セントス

三、收支豫想

昭和二十年度以降實收年額七万三千餘円豫想ニテ利益配當年六分ガ見込マ

權太水産化學工業株式会社出資計畫

理由

權太周辺ニ於ケル豊富ナル水産資源ノ利用開發ヲ圖リ以テ戦力増強ニ資セントスル本事業ニ對シ當社ハ出資ニ依リ積極的協力ヲ爲サントス

二、事業内容

當社ノ参劃ニ依リ資本金拾壹万円ノ日本水産化學ヲ權太ニテ豫ヲ移シ同時ニ權太水産化學工業ト改稱資本金一億貳拾五万円ニ増額セリ(當社ノ出資六拾壹万五千元)而シテ生産物ハ海産約五十萬貫(初年度)ヨリ鹽化加里、マンニツト、沃復及アルギン酸等ノ化學製品ナリ

收支豫想

歐戰收入八年大分税引ノ三萬四千七百円ナラテ社債支拂利息ヲ差引キ尚七千餘百円ノ利益見込ミナリ

樺太製糖株式会社出資計畫

一 理由

當社ノ生産原料ヲ供給シ加工造ノ一貫事業ヲ圖リ本事業ノ合理的經營ヲ策シ以テ増産ニ依リ需給ノ圓滑ヲ期スル爲メ投資ヲ行ヒ之ヲ發展ニ貢献セントス

二 事業内容

本會社ハ昭和十年七月資本金五百万円ヲ以テ設立、製糖ヲ始メ農畜水産物加工其他事業多岐ニ亘ルモ更ニ附帯事業ノ着手ニ伴ヒ百万円ノ増資ヲ行フモノニテ當社ハ同社株式ヲ明治製糖ヨリ買收分及増資株引受ト共ニ計三百八拾八万八千円ヲ出資セントスルモノナリ

三 收支豫想

昭和二十年度ヨリ收益ヲ收メ得ル見込ニ付漸次相當ノ利益配當ヲ得ル見込ナリ

五

樺太水銀鑛業株式会社追加出資計畫

一 理由

従来資本関係ニテ經營中止ノ状態ニ在ル本會社ヲ全面的ニ買收シ以テ増資ヲ行ヒ其ノ増産ニ依リ軍需緊急要請ニ應セントス

二 事業内容

資本金拾万円ノ本會社ヲ今四百万円ニ増資シ増資分五十万円ニ對シ本額繳收拂込總額五百万円トナサントス當社ハ其ノ拂込額中五十二万九千円ヲ投資シテ寶鏡ヲ賞権セントスルモノニシテ辰砂鑛ノ採掘並ニ製鍊ヲ行ヒ昭和十九年度ニハ水銀五噸ヲ得ル計畫ナリ

三 收支豫想

昭和十九年度收入ハ水銀鑛當三万一千七百円トシテ十五万八千五百円ヲ算シ他面支出ニ十三万円ノ見込ニ付約七万二千円ノ赤字トナルモ買上價格ノ大巾引上げ豫想セラレ且ツ今後増産ノ望ハ相當ノ業績が豫想セラル



樺太石灰工業株式会社（仮称）投資計畫

一 理由

樺太北部ニ埋藏セル石灰石ヲ開發シ現在既ニ年十萬噸以上ト稱セラレ、洋灰消費量ノ官筋民筋ニ應ヘ且ツ農工業用石灰ヲ供給セントスル本企業ニ對シ積極的協力ヲ行ハントス

二 事業内容

本會社ハ昭和十一年資本金壹千万円ヲ以テ創設シ、今年ノ建設時代ヲ經テニ十二年採業年産洋灰十五万噸、土壌改良用及バルブ用石灰十萬噸計畫ニシテ當社ハ四百萬円ヲ投資セントスルモノナリ

三 收支豫想

採業第一年ヨリ七十二萬五千円ノ利益豫想ニテ配當率年四分ノ見込ミナリ

樺太製材株式会社追加出資計畫

一 理由

本會社ノ使命及目的ト原水供給ノ密接不可分關係ニ鑑ミ同社設立ニ參與セル當社ハ今回更ニ追加出資ヲ行ハントスルモノナリ

二 事業内容

本會社ハ昭和十八年三月資本金七百五十万円ヲ以テ、創立島山内製材業者ヲ整理統合シ其ノ傘下ニ收メ製材ノ生産配給消費調整適正價格化ヲ圖リツ、アリ當社ハ最ニ二百六十萬円ヲ出資シタルモ今回更ニ百四十万円合計四百萬円ヲ出資セントス

三 收支豫想

本年度ノ利益八十萬一千四百余円ヲ見込マレ配當率六分ト豫想サル



雄太造船株式会社追加出資計畫

一、理由

船腹不足ヲ緩和スル爲メ造船事業ヲ行フ本會社創設ニ参割セル當社ハ期業ニ協力ノ爲メ更ニ追加出資ヲ爲サントスルモノナリ

二、事業概況

本會社ハ昭和十八年八月資本金貳百萬円ヲ以テ設立以來機帆船、樽船等ノ建造ヲ急ギツ、アルガ今回事業擴張ノ爲メ百萬円ノ増資計畫中ニシテ當社ハ其ノ増資株全部ヲ引受ケントスルモノニテ現在出資額ト合シ計百五十万円ノ投資ナリ

三、収支豫想

昭和二十年度決算分ヨリ年六分ノ配當豫想ナリ

雄太農地開拓株式会社(仮称)出資計畫

一、理由

雄太ニ於ケル廣大ナル未利用地及未墾地開發、土地改良造成ヲ行ヒ農耕地トシ食糧増産ノ基礎ニ寄與セントスル本會社創設ニ参割セントス

二、事業内容

本會社ハ昭和十九年資本金六百万円(半額拂込)ヲ以テ設立第一事業(ニケ年)ハトラクタ、五〇台、及厩馬匹ニ五〇頭ヲ以テ所四千町歩ヲ開墾農地化セントス、當社ハ二百万円(拂込)百万円(出資)計畫中ナリ

三、収支豫想

所四千町歩農耕地造成利益二十五万円、株主配當年五分ノ豫想ナル



揮太農機具株式会社(仮稱)出資計畫

一、理由

農業大水ヲ目指ス揮太ニ於テ農機具ノ完給緊要ナルハ言ヲ俟タズ當社ハ新
會社ヲ創立シ島内農機具ノ自給充足ヲ圖ラントス

二、事業内容

新會社ハ昭和十九年資本金ニ百万円ヲ以テ設テ工場ヲ置テ置キ農機具
具一切ノ製作及修理ヲ行フモノニシテ當社ハ其ノ使命ニ基キ百五十万圓ヲ
投資セントスルモノナリ

三、收支豫想

本格的な事業開始後ハ其ノ利益年額十七万四千円ガ豫想セラレ年六分配當ノ
見込ナリ

揮太火藥工業株式会社出資計畫

一、理由

近時輸送ニ多大ノ困難ヲ感ジ居レル火藥物自給ヲ圖リ島内石炭採掘ヲ促進
スルタメ既設本會社ニ出資協力シ現有施設ノ整備強化ト共ニ同社資本ノ使
命達成ヲ期セントス

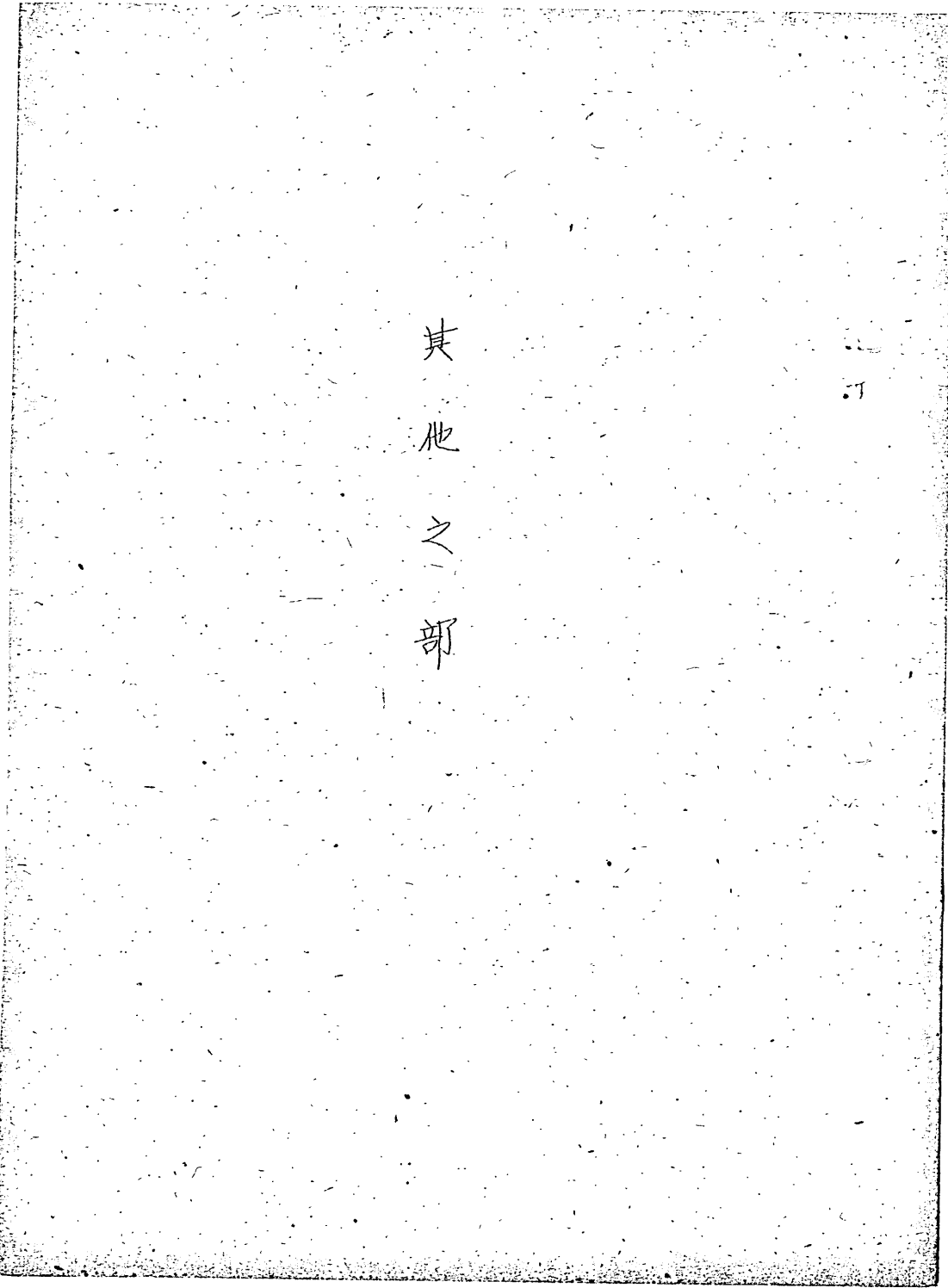
二、事業内容

本會社ハ昭和十六年資本金百万円ヲ以テ設テ以來業績見ルモノナキ実情ナ
ルガ昭和十九年ヨリ本格的な事業ニ乗出スベクニ百萬円ノ増資ヲ行フコト、
ナレリ而シテ總額ハ金貳百拾万圓中當社ハ其ノ三分之一ノ七十万圓ヲ出資
スルモノナリ

三、收支豫想

利益配當ハ昭和二十二年ヨリ年四分、二十五年ヨリ年五分ノ豫想ナリ





其他之部

研-0607

0041

昭和十八年十一月三十日

政府元利支拂保證増額申請書

権太開發株式會社

権太開發株式會社東京支社

日本標準規格 JIS 4 東京 252

研-0607

0044

本經第五七〇號

昭和十八年十一月三十日

權太開發株式會社

社長 二 神 駿 吉

内務大臣 安 藤 紀三郎 殿

政府元利支拂保證増額申請ノ件

發ニ弊社三ヶ年計畫ニ對シ債券額面貳千萬圓ヲ限リ其ノ元利支拂保證相受候處今般之ヲ債券額面六千萬圓迄（前新規ニ四千萬圓増額）ノ元利保證増額相文取別紙理由書相添へ此段及申請候也

權太開發株式會社東京支社

日本標準規格 B-4 頁東 252

研-0607

0045

政府元利支拂保證増額申請理由書

弊社ハ昭和十六年七月北方産炭ノ綜合開發ヲ目的トシテ創立セラレ
石炭採掘事業木材斫伐事業等ヲ經營シ其ノ利益ヲ以テ他ノ綜合開發
事業ニ均シシメントスル當初計畫ニ甚ク多ク困難ヲ克服シ、据
經營増々トシテ之ガ實現ニ進シ來レリ然ルニ時恰モ大東亞戰爭ノ
勃發スルアリ島内經濟狀勢ノ激變ニ伴ヒ事業遂行ニ多ク困難ヲ見
タルモ一方戰時國防體制ノ急速ナル確立ヲ要請セララルルアリ爲ニ本
島ニ於クル弊社存立ノ意義極メテ重要ナルヲ痛感スルニ至レリ仍テ
弊社ハ之ニ即應シテ昭和十八年以降三年計畫ヲ樹立スルト共ニ
之ガ財源トシテ債券ヲ發行スル場合ニ於テ債券ノ元利支拂ヲ政府ニ
於テ保證セラレタキコト其他二三ノ希望條件ヲ附シテ御撥功ヲ懇請
シタル屢辛ニシテ御許容ノ上債券額面貳千萬圓ノ元利ヲ保證セラレ
ル事トナリ御來之ニ依リテ事業ノ遂行ヲ圖リ來レリ然ルニ今般政府

樺太開發株式會社東京支社

ハ樺太開發調查會ヲ組織セラレ大東亞戰下帝國ノ重要ナル一環タル
樺太ノ地位ニ鑑ミ國防體制ヲ完備シ、存資産ヲ急速ニ戦力化スルト
共ニ島内食糧ノ自給確保ヲ企圖セラルルニ至レリ而シテ弊社モ亦之
ガ一翼トシテ其ノ負荷セラレタル使命ニ奮身シ以テ戰野ノ興廢ニ應
ヘントス併モ之等ノ事業ノ多クハ須由モ忽ヒニスルヲ得ザルヲ以テ
前記委員會ニヨリ開發計畫ノ實施期タル昭和二十年ヲ待ツ事ナク之
ニ先立テ前三ヶ年計畫ヲ修正シ別冊述ブルガ如ク主要事業部門タル
石炭採掘設備ノ擴充ハ勿論戰時食糧資源ノ確保並増産ヲ目的トシテ
農牧場ノ積極的開發ヲ行フ外移殖民事業ノ一節代行、斫伐事業ニ在
リテハ尤敷木材採脚規則ノ公布ニヨリ全島ノ斫伐事業及配給事業ヲ
一元的ニ弊社ニ統制セラレタルヲ以テ造材事業ノ擴大強化、此外直
營事業ニ於テハ斷故事業ニ加ヘテ新タニ島内食糧ノ自給ト餘剩石炭
ノ消化ヲ目的トスル製糖事業ヲ興シ投資事業ニ於テハ拓殖並農村振

與テ目的トシテ農地開拓及農機具製作會社ノ設立農産物加工事業ニ
 對スル協力ヲ爲ス意味ニ於テ樺太製糖株式會社ヘノ投資其他石灰工
 業及火藥工業ニ投資スル等專ラ戦力増強、資源開發、食糧自給上重
 點的ナル事業ニ投資シ以テ刻下ノ要請ニ應ヘントス間シテ之レニ要
 スル資金ハ昭和二十年末ニ於テハ總額七一、五〇二千圓ノ巨額ニ達
 シ内固定資金ハ五九、四二七千圓ヲ要シ殘留流動資金ハ銀行借入金
 ニ依リ賄フトスルモ數ニ提出ノ前三ケ年計畫ニ對スル後保險ノ二〇、
 〇〇千圓ヲ以テハ到底事業遂行ヲ期シ難キヲ以テ本修正三ケ年計
 畫ニ基キ之ヲ債券額面六〇、〇〇〇千圓ニ増額（即チ新規ニ四〇
 〇〇千圓増額）ノ元利支拂擔保證ヲ變更次第ナリ

樺太開發株式會社東京支社

日本標準規格 B-4 電東 252

研-0607

0047

内務省所管特殊特別會計昭和十八年度歳入歳出追加概計書

研-0607

0048

昭和十八年度内務省所管樺太廳特別會計歳入歳出追加概計書

事項	金額	摘要
歳入臨時部		
前年度剰余金繰入	二、三〇〇、〇〇〇	
歳出臨時部		
樺太開發株式會社補給金	二、三〇〇、〇〇〇	

一、樺太開發株式會社ニ對スル補給金
 樺太開發株式會社ハ昭和十六年七月十日創立間モナク大東亞戰爭勃
 發ニ伴フ國內經濟ノ激變ニ直面シ就中輸送力ノ激減ニ遭遇シ經營事
 業ニ於テ豫定ノ收益ヲ擧ゲ得ズ第一次及第二次營業期ニ於テ相營ノ
 缺損ヲ生シ民間持株配當不可能ノ事態ニシテ此ク儘放置スルニ於テ
 ハ今後ノ資金調達不可能ナルノミナラズ同社設立ノ使命ヲモ遂行シ
 能ハザルノ結果トナルベキニ付補給金ヲ交付スルノ要アリ

科目	算出内	算出額	増減年度額
歳出臨時部			
樺太開發株式會社補給金		二、三〇〇、〇〇〇	
樺太開發株式會社補給金		二、三〇〇、〇〇〇	
樺太開發株式會社補給金		二、三〇〇、〇〇〇	
内譯別紙ノ通		二、三〇〇、〇〇〇	

補給金算出内訳

既往營業缺損金	
昭和十六年下期缺損金	二二〇千圓
同十七年上期缺損金	一五一千圓
同十七年下期缺損金（見込）	八〇千圓
合計	四五一千圓

昭和十八年度豫算

(1) 營業缺損金	一、一五八千圓
石炭事業	△六〇三、一〇〇、〇〇〇圓

蔵買價格	二、一〇〇、〇〇〇圓
生利	六、四三三、九〇〇圓
借入金	〇、八〇〇、〇〇〇圓
差引	三、九五〇、〇〇〇圓

斫伐事業 四五六

舊材	一二七、〇〇〇石九六、〇〇〇圓
百石當り	原價 九九〇圓
	純益 九一五圓
新材	九〇〇、〇〇〇石三六、〇〇〇圓
百石當り	原價 一、〇六五圓
	純益 一〇二五圓

傍系會社 投資收入	九七
營業費	△七三二
諸稅	△九〇
支拂利息	△二二五
樺太水産及樺太海獸興業株式配當金 （共二年六分）	



	諸償却金	△ 六一	
	合計	△ 二五八	
(2)	民間持株年 四分配當金	五〇〇千圓	民間株式拂込金一、二五〇萬圓ノ年四分
(3)	法定積立金	一〇六千圓	補給金三、二一五千圓、儲積金一、一五八千圓、善引純益金一、〇五七千圓ノ一割
(4)	合計	一、七六四千圓	
三	補給金總額	三、二一五千圓	

【参考】昭和十八年度利益金處分案（豫想）

一、決算案

補助金	二二一五千圓
營業缺損金	一五八
差引純益金	一〇五七

二、利益金處分案

當年度純益金	一〇五七千圓
前年度繰越缺損金	四五一
差引當年度利益金	六〇六
之方處分	
法定積立金	一〇六
	（當年度純益金一〇五七千圓ノ一割）

民間持株配當金	五〇〇	年四分
---------	-----	-----

樺太開發株式會社ニ對シ補給金交付要領

樺太開發株式會社ハ樺太ニ於ケル時局下重要資源タル石炭及木材ノ積極的開發ヲ圖ランガ爲石炭採掘事業、斫伐事業及造林事業ヲ經營スルト共ニ有畜機械化農業ヲ經營シ以テ島内食糧自給ノ一助ニ資スル等樺太ノ綜合的開發ヲ圖ルコトヲ目標トシ昭和十六年七月十日設立セラレタリ而シテ收益性アリト認メラルル石炭採掘事業及斫伐事業ヨリ得ラルル收益ニ依リ損失ヲ豫想セラルル農業及造林業ノ缺損ヲ補填シ會社ノ圓滑ナル運営ヲ圖ル方針ノ下ニ創立以來前記各種事業ノ達成ニ努メ來リタル處昨年大東亞戰爭勃發ニ伴ヒ國內經濟狀況ノ激變ニ遭遇シ石炭採掘事業、斫伐事業共ニ當初計畫ハ石炭年産百萬觔、斫伐年産二百五十萬石ノ變更セザルヲ得ザルニ至レリ即チ前書ニ在リテハ輸送力

減退ノ爲生産制限ヲ爲ス要アリト政府出資ニ係ル兩名好地區ハ意外ニ^多由斷層アリテ多量ノ計量的採炭ヲ實行シ得ラレザル地域存スルトニ因リ之ヲ年産二十萬噸計畫ニ縮少セラレ一方後者ニ在リテモ前記ノ如ク樺太ニ於ケル石炭採掘事業カ積極的の生産ヲ維持スルニ至リタル爲備要減トナリタルニ因リ之ガ年産六十萬石ニ計畫變更ノ已ムナキニ至レリ從ツテ當分收益注ナキ農場經營及造林事業等ハ計畫通り進捗セララルニ反シニ大事業共創業勿々急激ナル情勢ノ變化ニ直面シ豫定通りノ収益ヲ擧ゲ得ズ第一次及第二次營業期ニ於テ相當ノ缺損ヲ生ジ民間持株配當スラ不可能ノ事態ニシテ此ノ儘ニ放置スルニ於テハ今後ノ資金調達モ殆ンド不可能トナルノミナラズ惹テハ同社設立ノ使命ヲモ遂行シ能ハザル結果ニ陥ルベキヲ以テ努メテ會社經營ノ合理的的削減ヲ圖ル

補給金交付ノ方法及所

(1) 方法 昭和十八年度決算ニ計上スルモノトス

(2) 補給金額 二百三十萬圓以内

前記ノ昭和十八年上期及下期兩營業期ニ分割交付スルモノトス

(3) 算出基礎

民間持株ニ對シテ年四分配當可能ノ金額ヲ補給スルモノトス一營業缺損金ヲ生ジタル場合ニ於テハ此ノ缺損金ヲ補填スルト共ニ年四分配當可能ノ金額ヲ、又純益金ヲ生ジタル場合ニ於テハ年四分配當ニ達スル迄ノ

金額ヲ補給スルモノトス尙既ニ生ジタル缺損金モ此ノ際之ヲ補填ノ爲補給スルモノトス

(4) 條件

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ民間持株ニ對シテ年四分ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ本補給金ノ償還ニ充ツルモノトス

○注 本件ニ關スル照復ニハ必ス本館ノ日附及番號ヲ記載セラルベシ

四谷指

管財第一一七七號

昭和十七年九月九日

拓務次官 植 場 鐵 三

樺太廳長官 小 河 正 儀 殿

昭和十八年度豫算要道事項ニ關スル件

昭和十八年度豫算編成ニ關シテハ鋭意御努力中ノ儀トハ被存ルルモ
樺太開發株式會社ニ對スル補助金交付ニ關シテハ豫算的措置ヲ購ズ
ル等適宜御考慮相成様致度

樺 太 廳

研-0607

0055

○注意 本件 附屬 書類 等 あり 日附 及 事項 等 記 載 あり

樺太開發株式會社ニ補給金交付ニ關スル件（殖産局未定稿）

一、補給金交付ノ理由

樺太開發株式會社ハ時局下重要資源タル石炭及木材ノ積極的開發ヲ圖ランガ爲石炭採掘事業、斫伐事業及造林事業ヲ經營スルト共ニ有畜機械化農業ヲ經營シ以テ島内食糧自給ノ一助ニ資スル等樺太ノ綜合的開發ヲ圖ル爲昭和十六年七月十日設立セラレ爾來前記各種事業ノ達成ニ努メ來リタル處昨年大東亞戰爭ノ勃發ニ因ル主トシテ船腹關係ニ因リ石炭ノ輸送困難ト之ニ基ク減産並ニ之ニ伴フ鐵業用材ノ需要減ニ因ル斫伐事業ノ不振等ニ累セラレ此等同社ノ目的事業ハ豫期セザリシ困難ニ逢着シ收益上ニモ甚シキ影響ヲ來スニ至リ斯クテ民間配當スラ不可能ノ事態ニシテ萬一之ヲ此ノ儘ニ放置スルニ於テハ今後ノ資金調達モ殆ンド不可能トナルノミナラズ蓋イテ同社設立ノ使命ヲモ遂行シ能ハザル結果ニ陥ルベキヲ以テ同社ニ對シ補給金ヲ交付セントスルモノナリ

樺太廳

二、名 稱

臨時樺太開發株式會社利益補給金

三、補給金交付ノ方法及金額

一、方 法 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルノ件

二、期 間 二ケ年

三、所 管 樺太廳特別會計

四、金額限度 二百五十萬圓

十四十二文續稿



○注 本件、昭和三十八年度決算書より抽出

補給金算出ノ基礎

一、既往缺損金

昭和十六年下期缺損金	二二〇千圓 (實績)
昭和十七年上期缺損金	一五一千圓 (實績)
昭和十七年下期純益金	八四千圓 (豫算)
計、缺損金	二八七千圓

二、昭和三十八年度

(1) 營業缺損金

石炭事業	四九七千圓
新伐事業	五八五 (丸太七〇萬石、原木當り純益五五圓)
農業	一三七

畜産業

一〇四

其ノ他

五五

總係費

七〇〇

差引純損益

四九七

(2) 民間持株年四分配當金

五〇〇千圓 (民間出資二、二五〇萬圓ノ四%)

(3) 合計

九九七千圓

三、昭和三十九年度

(1) 營業缺損金

六八五千圓

石炭事業

千圓

權太廳

十二六・家納

○注意 本件 昭和十八年度及十九年度の決算は、昭和十八年度及び十九年度の決算と一致する。

研究事業	五八五	(九七〇萬石、百石當り純益五五圓)
農業	二八八	
畜産業	一四一	
林業	五五	
其ノ他	四	
總係費	七〇〇	
差引純損益	六八五	

(2) 民間持株年四分配當金

(9) 合計	五〇〇千圓	(民間出資、二五〇萬圓ノ年四)
四、總計	一、八五千圓	
	三、四六九千圓	

樺太廳

附記

昭和十八年度及昭和十九年度樺發收支豫想ニ付テハ尙檢討ノ要アルモノ一應前記ノ金額ヲ見込ミタリ

十四十二家格附

研-0607



秘

昭和十六年十二月

第七十九回 帝國議會
説明資料 業務概要

樺太開發株式會社

研-0607

0051

樺太開發株式會社業務概要目次

一 會社設立ノ經過	一頁
(一) 會社設立ノ趣旨	一
(二) 法律ノ制定	五
(三) 會社ノ設立	七
二 會社資本ノ構成	一五
(一) 資本金	一五
(二) 株式ノ民間一般募集	一六
三 政府ノ監督助成	二一
(一) 一般監督事項	二一
(二) 特別監督事項	二二
(三) 會社法第二十五條ニヨリ監督事項	二四

(四) 政府ノ助成及特別能力	二五
四 役員關係	二九
五 職員關係	三二
六 業務組織	三三
七 事業經營	三九
(一) 石炭採掘事業	四〇
(イ) 南部封鎖炭田中南名好嶺區ノ開封ト之ガ會社	
ニ引繼ギタル経緯	四〇
(ロ) 南名好嶺區ノ概要	四二
(ハ) 石炭採掘事業ノ現況	四五
A 起業施設ノ概要	四七
B 南名好嶺區改行概要	四九



C 南名好嶺區就業勞務者概要	五三
(二) 採伐事業	五五
(1) 採伐用途別作業別數量	五五
(2) 採伐實行方法	五六
(3) 造材請負人ノ指定	五七
(4) 徳太開發株式會社造材請負人組合ノ設立	五九
(5) 事業ノ監督	六〇
(6) 勞務者ノ獲得並ニ物資ノ調達	六一
(三) 造林事業	六三
(1) 植樹事業	六三
(2) 養苗事業	六四
(四) 農業事業	六五
(1) 農業開發着手豫定地	六五
(2) 農業經營ノ大綱	六六
(3) 勘定報告表	六九
(4) 會社法	七三
(5) 十定 款	八三

一、 會社設立ノ經過

(一) 會社設立ノ趣旨

支那事變勃發以來愈々深刻緊迫化セル國際情勢下ニ於ケル我國が最モ要請セル事項ハ東亞共榮圈ヲ確立シ高度國防國家體勢ヲ完成セントスル事デアアル然シテ之が爲我國經濟各部門ニ於ケル急遽ナル編成替ト之ニ伴フ生産各部門ニ於ケル擴充強化ハ正ニ必須歟ク可カラザル要件ト云ハナケレバナラヌ帝國版圖其ノ北端ニ位スル樺太ノ有スル使命モ亦斯ル意味ニ於テ新タナル視野ト新タナル觀點ニ立チテ國家目的達成ニ寄與スルトコロナケレバナラヌ所似デアアル

樺太ハ領有幾ニ三十有餘年此ノ間官民ノ和衷協力ニヨリ拓殖ノ實次第ニ見ル可キモノアリトスルモ未ダ生産各部門ニ於ケル開發ノ餘地ハ極メテ大ナルモノアリ之が成果ハ一ツニ懸リテ今後ノ經營ニ俟レルトコロデアアル

抑々樺太開發促進ノ事タルヤ其ノ選ルトコロ選ク即チ内閣拓殖局當時ヨリ多年懸案事項ト爲シ來リタルモノニシテ昭和八年拓務省内ニ樺太拓殖委員會設置セラレ各分野ニ互ル擔當委員ノ調査研究ノ結果樺太拓殖十五ヶ年計畫ヲ策定シ樺太開發ノ方針ト爲シ來リタルモノナリ

然シテ支那事變ノ發展ニ伴フ深刻緊迫化セル時局ノ

要請ハ一日モ遅カニ樺太ノ綜合的開發ヲ促シ茲ニ政
府ハ強カナル推進機構タル國策會社ノ設立ヲ企圖シ
此レガ準備委員會ヲ設ケテ各觀點ニ立チテ之ガ研究
立案ニ着手セリ

即チ時局ノ進展ニ伴ヒ國內各種産業ノ擴充強化ニ由
リ曁ガ動力資源タル石炭ノ熾烈ナル需要ニ對處スル
為樺太ノ有スル良質豐富ナル此ノ種資源ノ開發ヲ遂
行シ燃料國策ニ寄與セントスルハ目下其自ノ方策ト
云フ可ク又樺太ノ有スル森林資源ハ我が國鐵工用材
木工場用材トシテ從來大ナル供給ヲ為シ來リタルガ
並時之ガ需要増加ノ著シキモノアリ之ノ際各種木材
ノ價格ノ調整及配給ノ圓滑ヲ圖ル為採伐事業ノ合理

的經營ヲ爲サシメントスル一項モ極メテ重要ナル事
項タリ而シテ右事業ト併行シ造林事業ヲ實施シ林力
ノ恒久的養成保續ヲ企圖セントスルモ必要歟ク可カ
ラザル事項ナリ
更ニ現下ノ食糧事情ノ趨勢ニ鑑ミルトキハ其ノ大部
分ヲ島外ヨリノ供給ニ據リタル樺太トシテハ此ノ際
極メテ眞劍ナル調査研究ヲ為シ其ノ自給化ヲ圖ル為
國有或ハ民有未開地ノ開發ヲ圖リ樺太ノ有スル自然
條件ニ最モ適合スル方策ヲ以テ之ヲ實行シ以テ經濟
側面ノ健全ナル發展ヲ期ス可キ等々ノ諸方策ヲ基本
トシ發ニ綜合的資源開發ノタメ強カナル國策遂行ノ
推進機關タル樺太開發株式會社設立ヲ企畫セルニ至
レリ

(二) 法律ノ制定

政府ハ叙上ノ趣旨ニ則リ國家ガ直接指導監督ノ下ニ
樺太開發ノ使命ヲ全ウスベキ國策會社タル樺太開發
株式會社ノ設立ヲ企圖シ茲ニ特別法タル樺太開發株
式會社法ヲ制定ス可ク之ガ法律案ヲ昭和十六年二月
第七十六回帝國議會ニ提案スルニ至リ而シテ二旬兩
院ノ慎重審議ノ結果二月十九日兩院ノ協賛ヲ得法律
案成立スルニ至リ越ヘテ三月九日法律第五十號ヲ以
テ公布即日施行セラレルニ至レリ

(三) 會社ノ設立

政府ハ樺太開發株式會社法公布施行以來昭和十六年四月四日同法ニ基キ設立委員長伯爵兒玉秀雄以下委員ノ任命ヲ爲シ四月七日拓務大臣官邸ニ於テ第一回設立委員會總會ヲ開催シ、設立委員會規則、設立委員會議事規則、設立委員會事務處理要綱、設立委員會附議事項、會社設立日程、設立費豫算等決定ヲ爲シ猶定款其ノ他會社設立ニ必要ナル事項ノ促進ヲ圖ル爲九名ノ特別委員ヲ選任シ其ノ事務ニ當ラシムル一方同日會社設立事務所ヲ東京市麹町區内幸町一丁目東拓ビル内ニ設置シテ設立事務ヲ掌ラシメルコトトセリ然シテ六月七日特別委員會ハ其ノ使命ニ

基キ會社定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書、株式募集要綱、株式申込證、株式募集日程ヲ審議第二回設立委員總會提出スベキ準備等ヲ爲シ於テヘテ六月九日第二回委員總會ハ右特別委員會ニ於テ審議セシ諸事項ヲ決定シ委員會ハ會社法第三十二條ニ基キ拓務大臣宛會社定款ノ認可申請ヲ爲シタルトコロ同日附ヲ以テ認可指令アリタリ

然シテ會社設立豫定日程ハ極メテ順調ニ進展ヲ爲シ六月十九日株式募集ニ着手スルノ運びニ至リタルモノニシテ左ニ其ノ募集要項ヲ摘記スベシ

1 會社ノ資本金ハ五千萬圓ニシテ株式總數百萬株金額五拾圓トス

2. 政府出資ハ二千五百萬圓ニシテ此ノ引受株數五拾萬株

内左ノ現物出資ヲ爲スコトトシ其ノ價格金貳百五拾萬圓ニ相當スル全額拂込済五萬株ヲ割當ツ
 一 樺太本斗郡好仁村所在ノ石炭採掘權(採掘權登録第一六五號)

3. 民間出資貳千五百萬圓株式總數五拾萬株ニシテ之ヲ贊成人タル樺太ニ於ケル拓殖事業關係者並ニ將來當會社ガ事業遂行上聯絡提携ヲ保ツヲ適當トスル者ニ割當ツルコトトセリ但シ東洋拓殖株式會社ノ引受ニ係ル株式中一部ハ本會社設立後拂込相當額ヲ以テ樺太在住希望者ニ公開スル

コトトセリ

4. 贊成人割當株數

贊成人氏名	割當株數	株金額
東洋拓殖株式會社	二二〇,〇〇〇株	一,一〇〇,〇〇〇.〇〇
王子證券株式會社	一〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇.〇〇
三菱礦業株式會社	五〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇.〇〇
三井礦山株式會社	四〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇.〇〇
三井物産株式會社	一〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇.〇〇
株式會社北海道拓殖銀行	二〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇
北日本汽船株式會社	二〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇
樺太石炭株式會社	一〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇.〇〇
日魯漁業株式會社	一〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇.〇〇

木原 豊火郎	四〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
上野 三郎	四〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
秋田木材株式会社	三〇〇〇	一五〇,〇〇〇
合資會社中卯商會	二〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
淺野木材株式会社	一五〇〇	七五,〇〇〇
株式會社山中商會	一五〇〇	七五,〇〇〇
株式會社新官商行	一五〇〇	七五,〇〇〇
糸井 良七	一,二〇〇	六〇,〇〇〇
藤野 喜四郎	一,〇〇〇	五〇,〇〇〇
白岩 龜二	三〇〇	一五,〇〇〇
合計	五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇

5. 第一回拂込株金

一株ニ付

政府 二十二円二十二銭
民間 二十五円

6. 株式申込取扱銀行

株式會社日本興業銀行及株式會社北海道拓殖銀行
行東京支店

斯クテ十八日株式申込受付ヲ開始ヨリ翌十九日全株式ノ應募申込アリ更ニ二十日政府現物出資タル南名好鐵區礦業權々利ノ移轉命令書ノ下付第一回株式ノ拂込モ完了シ爰ニ設立ニ關スル萬般ノ準備モ整ヒ創立總會開催ヲ竣スノミトナルニ至レリ
而シテ會社設立委員會設置以來三ヶ月昭和十六年七



月一日東京市芝區三田功運町一番地拓務大臣官邸ニ
於テ創立總會ヲ開催シ所定ノ議案可決ヲ見且ツ
役員モ政府ニ於テ任命セラレ茲ニ滯ナク樺太開發株
式會社創立總會ヲ終了シ越ヘテ七月十日本店地ニ於
ケル會社設立登記ノ手續モ完了シ茲ニ全ク樺太開發
株式會社ノ成立ヲ見ルニ至レリ

二 會社資本ノ構成

(一) 資本金

會社ノ資本金ハ五千萬圓ニシテ其ノ株式ヲ百萬株トシ一株ノ株金額ヲ五十圓第一回拂込ハ二分ノ一ニシテ資本構成ハ左記ノ通り政府半額民間半額ヲ出資セ

(1) 政府出資

二千五百萬圓

現物出資額

二百五十萬圓

現金出資第一回拂込ハ一株ニ付 二十二圓二十二錢

此ノ拂込總額

九百九十九萬九千圓

(四) 民間出資

二千五百萬圓

第一回拂込一株ニ付 二十五圓

此ノ拂込總額

一千二百五十萬圓

合計拂込總額

二千四百九十九萬九千圓

(二) 株式ノ民間一般募集

會社ハ會社設立ノ趣旨ト其ノ權太ヲ本據トスル設立ノ事情ニ鑑ミ一部ヲ一般民間即チ權太在任ノ希望者等ヨリモ募集ヲ豫定シ居リタルガ諸般ノ事情ヨリ會社設立ノ急遽ヲ圖ル爲前掲株式募集要項中ニ記シタル通り東拓引受ニ係ル一部ヲ會社設立後ニ於テ拂込相當額ヲ以テ之ヲ公開スルコトトシ設立ヲ完了シタルガ後之ヲ變更シ一般賣出ヲ爲スニ當リ日魯漁業株式會社及北日本汽船株式會社所有ノ一部株式ヲ以テ爲ス事ト爲リ從ツテ東拓引受株ハ之ヲ其ノ儘

所有セラルルコトナリタリ尚賣出要項左ノ如シ
 樟ノ開張株式會社賣出要項

- 一 賣出株數 貳萬株
- 二 壹株ノ額面及拂込金額 額面金五拾圓也(内金貳拾五圓拂込)
- 三 賣出價格 壹株ニ付 金貳拾五圓
- 四 申込株數 壹口五拾株以上 但シ拾株未滿者數ヲ附
 壹株ニ付 金五圓也
- 五 申込證據金 昭和十六年八月三十一日
- 六 申込期限 昭和十六年九月七日
- 七 割當決定 申込株數が賣出株數ヲ超過シタル場合ハ
 當社ニ於テ適宜決定ス

八 申込取扱場所 本社及北海道拓殖銀行樟太支店

而シテ一般民間ニ對スル賣出株應募申込者ノ概況ハ
 次ノ如クナリ

地域	口數	株數	地域	口數	株數
(1) 樟太	一〇	二六三〇	白登村	二	六〇〇
豊原	一一	七〇〇	知取	七	九五〇
歎香	五	五五〇	本斗町	二	一五〇
泊居	七	一四一〇	(4) 島外	一	二〇〇
大泊	九	八五〇	横濱市	一	八〇
菘合	六	四〇〇	市川市	一	八〇
野田	一〇	八〇〇	計	八二	一〇七四〇
眞岡	一三	一七〇〇	島内	二	二八〇
惠須取			島外		



然シテ應募申込者中樺太島内在住者應募株分ハ之ヲ
 希望應募株通賣出シ島外在住者中二口分ハ市川市在
 住者ハ後申込ヲ取消シ結局横濱在住希望者ノミニ賣
 出割當セリ

從ツテ右ニヨリ日魯漁業株式會社及北日本汽船株式
 會社所有株ハ次ノ如ク異動アリタリ

會社名	當初引受株	賣出株	現地引受株
日魯漁業株式會社	一〇、〇〇〇株	五、〇〇〇株	五、〇〇〇株
北日本汽船株式會社	二〇、〇〇〇	五、九四〇	一四、〇六〇
合計	三〇、〇〇〇	一〇、九四〇	一九、九六〇

株式所有者分布

所有者名	株数	株金額
政府持株	五〇、〇〇〇株	二五、〇〇〇、〇〇〇円
賛成人持株	四八九、〇六〇	二四、四五三、〇〇〇
一般民間持株	一〇、九四〇	五四七、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇

三 政府ノ監督 助成

政府ニ於テハ當會社ニ對シテハ其ノ國策的便命ニ鑑ミ
常時其ノ事業ニ附特別ナル監督ヲ助成ヲ為スモノトシ
其ノ概要左ノ如シ

(一) 一般監督事項

樺太開發株式會社法

第二十條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監

督ス

第二十一條 主務大臣ハ樺太開發株式會社監理官ヲ

置キ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監視セシム

樺太開發株式會社監理官ハ何時ニテモ樺太開發株

式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スル

コトヲ得

樺太開發株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時

ニテモ樺太開發株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般

ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

樺太開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ

會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ決議又

ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ

定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ

決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

(二) 特別監督事項

1 任免事項

1. 社長、副社長及理事ノ任免
(會社法第十條、第二十六條)

2. 認可事項

イ、資本ノ増加

(會社法第二條)

ロ、株式開發株式會社法第十二條第四號、第五號ノ
事業ノ經營

ハ、株式開發債券ノ發行

(會社法第十四條)

ニ、利益金ノ處分

(會社法第十六條)

ホ、營業上必要ナル資金ノ借入

二四

(會社法第二十二條)

ヘ、毎營業年度ニ於ケル事業計畫及之ガ變更

(會社法第二十三條)

ト、定款ノ變更、合併及解散ノ決議

(會社法第二十四條)

3. 許可事項

イ、社長、副社長及理事ノ他職務兼職

(會社法第十一條)

(三) 會社法第二十五條ニヨル監督事項

更ニ當社ハ以上ノ他政府ニ於テハ業務監督上必要ナル命令ヲ爲シ得ル事ヲ規定シテ居ルノデアル
會社法

二三

第二十五條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ業務ニ

關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

(四) 政府ノ助成及特別能力

(1) 利益金ノ處分

會社法

第十八條 樺太開發株式會社ハ毎營業年度ニ於テ

ル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有

スレ株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六

ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利

益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

會社法

第十九條 樺太開發株式會社ハ毎營業年度ニ於テ

三五

三五

ル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有

スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六

ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所

有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益

配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金

額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ

對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有

スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル

株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト四トノ割合

ヲ以テ之ヲ配當スベシ

(2) 社債ノ發行

會社法

第十三條 樺太開發株式會社ハ排込ミタル株金額
ノ三倍ヲ限リ樺太開發債券ヲ發行スルコトヲ得
樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二
百九十六條ノ規定ヲ適用セズ

三
五



四 役員關係
 樟太閣發株式會社法

第十條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス理事ハ株主總會ニ於テ選舉シタルニ倍ノ候補者中ヨリ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス
 監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス
 即チ一般特殊會社ニ於ケルガ如キ社長、副社長及理事ニ付テハ政府ニ於テ任命シ監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルコトトセリ

二九
 三〇

職名	定員	任期	任命手續	職務權限
社長	一人	五年	政府之ヲ命ス	會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副社長	一人	五年	政府之ヲ命ス	社長專政アルトキハ其職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其職務ヲ行フ又ハ社長ヲ輔佐シ會社ノ業務ヲ分掌ス
理事	三人	四年	株主總會ニ於テ選舉シタル中ヨリ主務大臣之ヲ命ス	社長ヲ輔佐シ會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事	二人	二年	株主總會ニ於テ選任ス	會社ノ業務ヲ監督ス

右ニ依リ任命及選任サレタル役員左ノ如シ

一 役員氏名

職名	氏名	就任年月日	任期満了年月日
社長	二神 敏吉	昭和十六年七月一日	昭和二十一年六月三十日
副社長	江口 順一		
理事	水 永 毅		昭和二十年六月三十日



五 職員關係

職員ハ業務ノ擴張ニツレ漸次増員ス可ク豫定ナルガ照
和十六年十月未現在ニ於ケル職員數左ノ如シ

人数	職格
六	参事
一一	技師
七	副参事
三九	書記
三〇	技手
一七	書記補
九	技手補
一八	雇員
一四	傭員
二一	醫士
一五三	計

理事	児玉 八郎
理事	小林 長彦
参典理事	佐々木 駒之助
参典理事	高橋 菊次郎
参典理事	川島 三郎
参典理事	河手 春二
常任監事	松田 義雄
監事	高橋 弥太郎
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	昭和十八年六月三十日

三二

三二



六 業務組織

當會社ハ七月設立以來人員ノ整備ト同時ニ其ノ目的使命ノ遂行圓滑ナル發展ヲ期スル爲メ業務經營ニ從ヒ左ノ如ク業務組織ヲ定メタリ

(一) 社長室

1. 人事課 (職制、人事、社員ニ關スル諸事項及檢密事項)
2. 企畫課 (企畫、調査、其ノ他他課ニ屬セザル事項)
3. 秘書役

(二) 總務部

1. 總務課 (文書、資金、庶務及他課ニ屬セザル事項)
2. 經理課 (豫算、決算、會計、會社財産ニ關スル件、用度及監査ニ關スル件)

(三) 礦務部

礦務部ニ於テハ南名好鐵業所ニ屬スル事業ヲ掌ル

(四) 農林部

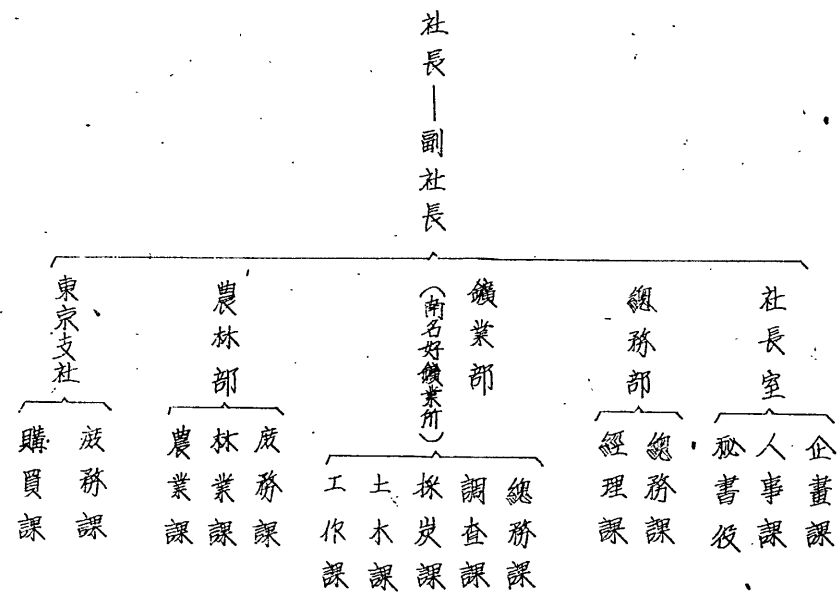
1. 庶務課 (庶務、農林部會計及經理及他課ニ屬セザル事項)
2. 林業課 (砵伐、植林及二項ニ附帶スル事項)
3. 農業課 (農業、畜産業及二項ニ附帶スル事項)

(五) 東京支社

1. 庶務課 (對外交渉、資金及庶務)
2. 購買課 (資材購買ニ關スル事項)

(六) 南名好鐵業所

1. 總務課 (職制、人事、印章、登記事項、豫算、決算、經理、統計、購買、配給、勞務、福利施設、石炭配給事務及他課ニ屬セザル事項)



2. 調査課 (調査及試掘ニ關スル事項)
3. 採炭課 (採炭、運炭、運炭、貯炭及坑内保安事項)
4. 土木課 (土木工事、設計施工、建築營繕及土木運搬事項)
5. 工作課 (機械及電氣ニ關スル事項)

三五

三五



社長 副社長
二浦 登吉 江古 順一

人事課長 参事 井出 精一
社長室 企画課長 参事 井出 精一
秘書 役 副参事 林 操 吉

總務課長 参事 齋 澤 惠二
經理課長 参事 片 谷 昌三郎
理事 小林 長彦

總務部長 南 好 鐵 業 研 究 所 長 兒 玉 八 郎
理事 兒 玉 八 郎
副社長 参事 門 川 盛 夫

農林部長 藤 藤 謙 長 心 得 副参事 有 松 志 朗
理事 林 業 課 長 参事 尾 澤 清 次 郎
水 永 毅 農 業 課 長 技 師 碓 水 誠

東京支社長 藤 藤 謙 長 心 得 副参事 三 好 榮
参事 原 順 宗 介 購買課長

總務課長心得 副参事 和 氣 重 一 郎

調査課長 技師 磯 行 三

採炭課長 技師 和 田 春 彦

土木課長 技師 岸 本 義 雄

工作課長 技師(兼) 岸 本 義 雄

三八 三三



七、事業經營

當會社ノ事業ニ関シテハ樺太開發株式會社法第十二條
中ニ左ノ五項目ヲ規定シテ居ル

一 鑛業、林業、農業及畜産業

二 農林畜産物ノ加工事業

三 經濟開發ノ爲必要ナル資金ノ供給

四 前各號ニ附帶スル事業

五 前各號ノ外經濟開發ノ爲必要ナル事業

即チ會社ハ其ノ設立ノ趣旨ニ則リ右各號ニ定ムル事業
ノ經營ヲ行ハントスルモノニシテ初年度計畫トシテ政
府現物出資ニ原ル石炭ノ採掘事業ヲ始メ研伐事業、造
林事業及農業經營ヲ行ヒ會社ノ充實ヲ計リツツ順次開

三九

發ノ爲必要ナル事業ノ經營ヲ遂行セントスルモノナリ

(一) 石炭採掘事業

(1) 南部封鎖炭田中南名好鑛區ノ開封ト之ガ會社ニ

引継ギタル經緯

會社設立ニ際シ政府現物出資トナリタル南部封鎖
炭田中南名好鑛區ニ関シテハ前記シタル通り政府ニ
於テハ夙ニ時局下ニ於ケル燃料資源ノ熾烈ナル需
要ノ趨勢ニ對處スル爲國策會社ヲ設立シ同社ニ封
鎖炭田中南名好鑛區ノ開封ヲ行ヒ併セテ樺太開發ノ
資ニセント企圖シタルトコロナルガ種々ナル事情
下ニ於テ會社設立ハ困難ノ事態ニ在リ且ツ一方石
炭ノ施業ハ之等石炭資源ノ開發ヲ寸時タリトモ忽

セニスベカラザル情況ニ在リ茲ニ於テ樺太廳ニハ
不取敢南部封鎖炭田ノ一部タル南名好炭鑛ノ開封
ヲ行フ事ヲ決定シ昭和十五年五月該鑛區ノ開封ト
同時ニ樺太廳長官名義ノ國有鑛區ト設定シ且ツ開
發ノ促進ヲ計ル爲東洋拓殖株式會社ヲシテ起業準
備ヲ請負シメ以來同社ハ其ノ使命ニ基キ着々起業
施設ヲ實施進捗ヲ圖リ来リタルモノナリ
而シテ會社設立ノ議決定スルヤ政府ニ於テハ南名
好炭鑛ノ鑛業權ヲ以テ現物出資スルコトトシ從來
鑛區ニ實施シ來リタル採炭工事一切ハ舉ゲテ會社
ニ於テ引継グコトトナリタルモノナリ
昭和十六年七月會社設立以來當社及東拓間ニ於テ

テハ之ガ引継ノ爲メノ準備及引継期日等ノ研究ノ
結果七月三十一日現在ヲ以テ實行致スコトトシ
八月十五日之ガ爲メニ要スル商法上所定ノ手續タル
株主總會ハ十月十五日開催、滿場一致可決シ因テ
會社設立ノ使命ノ一ツタル石炭採掘事業即チ南名
好鑛區ノ開發ニ着手スルニ至レリ

(ロ) 南名好鑛區ノ概要

a 所在地

樺太本斗郡好仁村大字南名好木炭及十和田

b 鑛區地勢及面積

稼行區域ハ南名好川ヲ溯ルコト約八軒以東
十五軒ニ到ル間ニシテ南名好川ノ流域ニ於

テ延長南北約九料幅頁六料乃至十料ニ及び其ノ面積一千四百七十六萬八千坪

c 炭層

樺太下部夾炭層ニ屬シ石炭層ノ良ク發達セルハ中部ニシテ稼行ニ堪ユルモノハ各地區ニ依リ一尺セザルモ二、三枚ヨリ五、六枚ニ及ブ炭層モアリ炭層ノ傾斜ハ一般ニ急傾斜ヲ示ス個所多ク炭層ノ厚サハ一米乃至一米半ニシテ個所ニ依リテハ二米半ニ及ブ所アリ

d 炭量

鑛區内ニ於ケル理論埋藏量ハ

水準上 二千二百五十三萬六千噸

水準下 (四百五十米)

七千八十九萬噸

ニシテ合計大約九千三百四十二萬噸ト稱セラルルモ炭層其ノ他ノ点ヨリ考慮シテ實埋炭量ハ一應前記炭量ノ各七〇パーセント 即チ六千五百四十萬噸ト推定ス可ク更ニ實收埋藏量ヲ算出セントセバ其ノ約七〇パーセント内外トスルヲ安全且ツ妥當ナル炭量ト思料セラレ即チ實收埋藏量ハ

凡ソ 四千五百八十萬噸トセラル可シ

e 炭質

全部澄青炭ニシテ漆黑色ヲ呈シ概シテ不粘結性

ヲ有シ灰分少ク熱量大ニシテ工場用、家庭用等
ノ一般焚料炭トシテ適當ス

交通

本斗町ヨリ内幌間ノ約^イ四十^ロノ^ハ三菱石炭油化工
業株式會社經營ノ私設鐵道及國道アリ内幌ヨリ
南名好川河口ヨリ稼行區域ニ至ル約十二^ハノ^ハ殖
民道路ヲ以テ連絡ス此ノ間殆ソド平坦ナル農耕
地ニシテ運炭軌道ヲ敷設スルコトヲ得ルト共ニ
鑛業用地モ南名好川ニ於テ設置シ又海岸ハ冬季
ニ於テモ不凍ノ爲石炭積出可能ナリ

(ハ)

石炭採掘事業ノ現況

叙上ノ如キ本鑛區ノ情況調査及資材入手ノ諸般ノ

事情ヲ基礎トシ即チ前經營者タル東洋拓殖株式會
社ニ於テ準備ヲ爲シタル建物諸施設ヲ始メ關係業
務ノ一切ヲ繼承スルト共ニ十六年以降三ヶ年計畫
五十萬噸出炭目標トシ炭層調査等併行約ニ第一次
企業計畫ヲ爲スコトトセリ

(ニ)

年次出炭高

昭和十六年度	五萬噸
昭和十七年度	一五萬噸
昭和十八年度	二五萬噸
昭和十九年度	四〇萬噸
昭和二十年度	五〇萬噸

即チ事業計畫ノ内容ハ昭和十八年度ニ於テ起業施

設ヲ完了セシムルト同時ニ年々出炭量ノ増加ヲ計
リ計画出炭ヲ計ラントスルモノナルモ所要施設ノ
進行ハ一ニ資材獲得ノ成否ニ懸ルノデアリ將來斯
種重要物資ノ需給事情ノ変化ニヨリテハ當事業計
画ニ及ボス影響至大ナルモノアルヲ豫測セラル然
シテ當期起業施設ノ要點ヲ略記スレバ次ノ如シ
A 起業施設ノ概要

(1) 採鑛並ニ採炭作業

(1) 露頭調査ハ塚川、露助澤、バツタリ澤及本
流附近ノ調査ヲ續行スルト共ニ小林澤一木
歳一呂馬内ニ互ル地區ノ調査ヲ開始ス
試錐調査ハ先ヅ小林澤、堀内澤間ニ三本着

手完了後小林澤奥部ニ施行セントス

(1) 採炭準備坑道トシテハ現在掘進中ノ一坑
四坑、五坑、七坑ノ四坑道ヲ掘進セント
ス

(2) 坑外施設トシテハ小林澤左三號澤迄電車軌
ヲ敷設シ之レヨリ奥部ハ坑口迄馬車軌道並
ニ積込設備ヲ完成スル豫定

(2) 建築施設

一般建物ハ小林澤及堀内澤附近ノ山元ニ設置
シ一部ヲ海岸附近ニ設置ス

(3) 電氣施設

内幌鑛業所ヨリ約四。KWノ送電ヲ受クル爲



個所名	延長	橋	要
一坑引立坑道 全上添其他	三四三・七五	各 風目 井抜 ヲ含ム	
四坑引立坑道 全上添其他	三七四・六八	各 風目 井抜 ヲ含ム	
五坑引立坑道 全中切坑道	二六七・一〇		
全上添其他	一四二・八〇		
七坑引立坑道	二六八・〇五	各 風目 井抜 ヲ含ム	
	二六四・四五		

(1) 坑道掘進

(昭和十六年十月末現在)

五〇

(B) 南名好鑛區稼行概況

四九

セントス

貯炭場ハ木造棧橋二連ヲ設置セントス

南名好川河口南部ニ木造積込棧橋一連ヲ完成

(6) 積込棧橋及貯炭場

工事ヲ完成セントス

(5) 鐵道施設

山元ト南名好海岸間(約十二料)ノ單線鐵道

セントス

(4) 機械施設

掘進、採炭、運搬其他諸般ノ機械施設ヲ準備

之が送電線工事ヲ完成セントス



全 豎 入 坑 道	七九三五 ^米	各 目 抜 ケ 合 ム
全 中 切 坑 道	一二〇九五	
全 八 尺 層 引 立	四九九五	
全 各 上 添 其 他	四八二一五	
合 計	三九二七六八	

(2) 出炭

個 所 名	出炭(累計)	摘 要
西 澤	五、三八一 ^米	
東 澤	三、一五五、〇〇	
合 計	八、五三六、〇〇	

(3) 炭層調査

- (一) 南名好川上流十四料右岸支流石田澤ニ於ケル露頭調査終了
- (二) 境川区域主トシテ上流藤岡澤ニ於ケル露頭調査進行中
- (三) 露助澤調査跡確認ノ為再調査進行中
- (四) 呂馬内澤 | 十和田澤間露頭調査ヲ十月二十七日ヨリ開始

(4) 試錐

- (一) 第三號試錐(堀内澤 | 小林澤ノ中間)鑿孔内崩壞多ク掘進不良月末迄掘進累計五四五^米

五二 五一



(二) 境川上流ニ新設試錐位置選定機械運搬其ノ
他準備中

備考

露助澤ヨリ境川上流ニ至ル約四、五
間本流ニ沿ヒ炭調竝ニ試錐道路開設
セリ

C 南名好鑛區就業勞務者概要

一、坑内

(昭和十六年十月末現在)

月別	職名	計	
		男	女
八月	採炭夫		
八月	掘進夫	一〇〇	
八月	支柱夫		
八月	運搬夫		
八月	機械夫		
八月	工伴夫		
八月	計	一〇〇	
九月	採炭夫		
九月	掘進夫	一〇六	
九月	支柱夫		
九月	運搬夫		
九月	機械夫		
九月	工伴夫		
九月	計	一〇六	

五三

五四

二、坑外

月別	職名	計		一ニ合計
		男	女	
八月	運搬夫	三		
八月	機械夫			
八月	工伴夫	七		
八月	計	一〇		
九月	運搬夫	二		
九月	機械夫			
九月	工伴夫	八		
九月	計	一〇		
十月	運搬夫	一		
十月	機械夫			
十月	工伴夫	三		
十月	計	四		
十月	計	二二		二二

(二)

斫伐事業

斫伐事業ニ付テハ最近頃ニ需要激増ノ趨勢ニ鑑ミ木材利用ノ合理化ヲ圖リ併セテ價格ノ調整及配給ノ円滑化ヲ期スル爲樺太廳ヨリエゾ松トド松等ノ拂下ヲ受ケ斫伐事業ヲ行ヒ島内炭鑛業者及製材工場等ニ對シ必要材ノ供給ヲ行ハントスルモノニシテ其ノ概要次ノ如シ

(イ) 斫伐用途別作業別数量

會社設立當初ニ當リ樹立セラレタル計畫ハ初年度(昭和十六年冬山)百萬石第二年度以降二百五十萬石ノ乳木生産ヲ爲サントシタルガ情勢激変ニ伴フ本島ニ及ボセル特殊事情ハ特ニ用材消費ニ著シキ影響ヲ來シタル結果次表ノ如ク用途別豫定ヲ以テ初年度事

業ニ着手セリ

用途別地方別供給材積調

用途別	供給先材積(万石)	同 上 材 積		
		西 海 岸 地 方 (鹿野泊管內)	東 海 岸 地 方 (敷香元泊管內)	南 部 地 方 (豊原真岡管內)
鑛業用材	九 炭鑛	一五、六	一七、〇	六、二
製材工場原木	二五 工場	七、七	五、五	四、二
諸工事用材	五、〇	三、〇	一	二、〇
計	六一、二	二六、三	二二、五	一二、四

(ロ) 斫伐實行方法

採材ハ十二尺材ヲ主トスルモ其ノ用途ト各需要者ノ希望並ニ搬出方法トヲ較査シテ長材及短材ヲ適量ニ



採材供給スルコトセリ

(ハ) 造材請負人ノ指定

本所伐事業ハ會社創立早々ニシテ係員、勞務者及物資調達上ノ關係ヨリシテ之ヲ請負ニ付スルコトナリ然シテ本事業ノ遂行本島開發上ニモ極メテ円滑確實且集約的ニ實行致ス可キ問題ニシテ請負人指定ニ関シ慎重ヲ期シ左記ノ通十三名ヲ指定シ其ノ有スル實力ト地盤並ニ事業地ヲ考ヘ夫々配置ヲ決定セリ

指定造材請負人名所伐箇所材積調

林務署名	事業區	國有林	林班	出願材積	製品供給先	指定請負人	所屬	所在地
惠須取	名好	恩川	五〇	三五〇〇石	三井鑛山	北野三郎	公用材造材請負人	大泊町
〃	〃	鷹取澤	一〇九	四三〇〇	三上六〇〇	三上二郎	名好炭盆造材請負人	名好町
〃	〃	豊畑炭鑛用地区	九〇	九〇〇	豊畑炭鉦	藤野喜四郎	公用材造材請負人	清水村
〃	〃	清川	六七	三三〇〇	豊畑二五〇〇	株式會社 新宮商行 (河原辰平)	〃	小樽市
〃	〃	惠須取北小澤	二	一〇〇〇	三福無煙	製材總代理者 大泉長太郎	製材業者	惠須取町
〃	〃	肝太	四一	四三〇〇	大木工場	佐藤義一	公用材請負人	敷香町
〃	〃	居未知志	一九	二〇〇〇	三井御木工場	木原豊治郎	公用材請負人	大泊町
〃	〃	〃	〃	四〇〇〇	南名好炭鑛	藤野善四郎	全	大泊町
〃	〃	〃	〃	四二〇〇	豊原大木工場	向後儀三郎	全	前場
〃	〃	〃	〃	六三〇〇	人造石油	〃	全	豊原市

五八

五七



豊原豊原川上	六八	二〇、〇〇〇	開発会社 (社宅用材)	水原豊治郎	公用材請買人	前場
元泊馬群澤近幌	一四	五、〇〇〇	人造石油	浅野悦藏	〃	小樽市
〃 桧保第一支流	一三	五五、〇〇〇	桧保炭鉱 合資会社 中卯商店	〃	〃	〃
〃 東柵丹東柵丹	九	三、〇〇〇	樺	鉦渡邊福市	〃	知取町
〃 敷香敷香内川	五七	三五、〇〇〇	内川炭鉱 清水兼吉	鉦業用材共同 造材組合請買人	〃	敷香町
〃 〃	五八	五五、〇〇〇	敷香町 六木工場	栗山順次郎	人請及鉦業用材 造材組合請買人	〃
〃 〃	一七	三、〇〇〇	宿内 諸工事用材	木原豊治郎	公用材請買人	前場
合計	六二	六二〇、〇〇〇				

(二) 樺太開発株式会社造材請買人組合ノ設立
然シテ右造材請買人ハ所期ノ事業完遂ヲ期スル爲樺

太開発株式会社造材請買人組合ヲ組織スルコトトシ
會長木原豊治郎副會長上野三郎ヲ選任シ相互聯絡ヲ
圖リ確實且集約的ニ之ガ遂行ヲ期スルコトトナリタ
リ

(ホ) 事業ノ監督

本事業ノ遂行ニ関シテハ其ノ成果ニ遺憾ナキヲ期ス
ル爲左ノ三方面ヲ分チ擔任係ヲ配置セリ

各事業地係員配置概要

第一方面 (惠須取泊居管内)	二六、三	技師 一	技手 六
第二方面 (敷香元泊管内)	二二、五	全	全
第三方面 (豊原真岡管内)	一一、四	全	全

(ハ) 勞務者ノ獲得並物資ノ調達
 以上ノ事業實行ニ伴ヒ必要トスル勞務者獲得及物資
 ノ調達ニ付該事業ノ性質上關係各所ト密接ナル聯絡
 ヲ計リ各請負人所要ノ總量獲得ノ萬全ヲ期セントス
 即チ昭和十六年度冬山松夫募集ニ付テハ左記表ノ通
 割當募集中請ヲ爲シ中央官廳ノ査定ヲ得之ヲ青森、
 秋田、岩手三縣各職業紹介所ヲ通ジ實行ニ着手セリ

昭和十六年度冬山松夫割當教調

出材丸太見込数量	所要勞務者数	募集勞務者数	割當勞務者数	請負人氏名
八四、〇〇〇石	二七七人	二〇〇人	一〇〇人	藤野喜四郎
一〇、〇〇〇	三四	二〇	二〇	川原辰平
九〇、〇〇〇	二九七	五〇〇	二五七	水原豊治郎
六二、〇〇〇	二〇五	二〇〇	一〇〇	向後儀三郎
五五、〇〇〇	一八二	一二〇	一〇〇	有松鉄三
三〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇	渡辺福市
三五、〇〇〇	一六	一〇〇	七〇	清水兼吉
五五、〇〇〇	一八二	三五〇	一五八	栗山順次郎
計 四二、〇〇〇	一、三九三	一、五九〇	九〇五	

六一
六二

(三)

造林事業

造林事業ハ樺太林カノ恒久的保續ノ目的達成上ノ必要ニ基キ樺太廳ヨリ國有未開地六萬町歩ノ貸付ヲ受ケ之ニ昭和三十年迄ニエゾ松トド松等ノ植樹ヲ完了セントシ先ヅ昭和十七年度(第二年次)ニ於テハ大泊林務署管内及留多加林務署管内ニ於テ約五〇〇町歩ノ植栽ヲ實行セントスル豫定ノモトニ初年度ニ於テ左ノ事業ヲ行ハンガ爲準備中ナリ

(イ) 植樹事業

即チ前記ノ如キ豫定計畫實施ノタメ豫定地ノ調査、豫定地區劃、測設ノ立會或ハ出張員事務所人夫收容ノ爲必要ナル建物ノ建設ヲ爲サントス

六三

(ロ)

養苗事業

養苗事業ハ十五町歩ノ苗圃設定ノ計畫ノ下ニ樺太廳ヨリ幼苗ノ交付ヲ受ケ床替養成セントスルモ之ガ準備トシテ特ニ採取苗圃用地買収苗圃番入詰所等所要建物ヲ建築セントス

六四



(四)

農業事業

農業事業ニ付テハ樺太ニ於ケル氣候風土ノ關係上農業經營ニ付著シキ制約ヲ受ケ從ツテ之ヲ經營セントセバ其ノ立地條件ヲ究明シ適地適作物ヲ生産シ以テ食料自給ニ寄與スルトコロアル可ク期シ居ルトコロナリ而シテ當社ハ創立ノ日未ダ淺ク農業經營ニ付テハ充分ナル調査研究ハ遂ゲ得ザル情況ニアルモ大約左記ノ如キ要綱ヲ以テ着手セントスルモノナリ

(イ) 農業開發着手豫定地

第一次着手地

南部地方 豊泊沿線、清川、唐松等ノ一帯

第二次着手地

北部地方 西部 恵須取町管内

東部 敷香町管内

第三次着手地

第一次第二次着手地以外ノ適當箇所

(ロ) 農業經營ノ大綱

農業經營上最モ大ナル影響アルハ樺太自体ノ有スル自然的條件ノ不利ト從ツテ冷害ノ危険ト土壤ノ不良ヨリスル作物生産上ノ至大ノ悪條件下ニ面セルモノニシテ之等諸條件ヲ克服シテ之ガ生産的ナ經營ヲ爲サントセバ自カラ大ナル制約ヲ受ケル譯ナリ以上ノ情勢ヨリシテ之ヲ實行セントセバ氣候ノ關係上是ヲ畑作經營トシ土壤ノ改良増進ヲ圖ルガ爲メニ特ニ有

機質物ノ補給ニ心掛ケ適作物ヲ選定生産スル事肝要ナリトス

即チ地力ノ減耗ヲ防グ爲メニ相當數ノ家畜ヲ飼養シテ之ヨリ生ズル堆厩肥ヲ耕地ニ返還スルト共ニ輪作ニヨラントシ從ツテ必要ナル飼料ハ自給自足ヲ以テシ其ノ生産ノ第一ハ畜産品ニ據ラントスルヲ最モ安全且合理經營方法ナリトスルモノナリ

從ツテ會社ノ農業經營方針モ飼畜農業ヲ以テ基本ト爲シ、地方ニヨリ異ナレル氣候、土質、其ノ他ノ條件ヲ考慮適地主義經營ヲ爲サントスルモノナリ然シテ一方人カノ使用ハ容易ナラザル現状ヨリシテ相當ノ機械力、畜力ヲ使用シ比較的大面積ノ土地ヲ

耕作經營セントシ着々準備中ナリ

六八

總勘定残高表 (昭和十六年十月末現在)

科目	借方		貸方	
	金額	単位	金額	単位
株主資本金	二五、〇〇一、〇〇〇	〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇
社所勘定	二七、〇三、五三七	五三	一〇、八五四	八三
預け金	一三、一三七、〇七五	一九	六、九五七	四五
鑛業權	二五、〇〇〇、〇〇〇	〇〇	一、一四六	四〇
土地	一八七、〇五五	一八	三九九	八〇
建物	一三三、〇三二	四九	五、三六八	八三
機械器具	二八、五六三	四一	七九八	〇五
林産物	四、三七〇	三七		
雑収入				
預け金利息				
契約保証金				
身元保証金				
未拂金				
假受金				
資本金				

科目	借方		貸方	
	金額	単位	金額	単位
假拂金	七六四、九四七	四八		
興業費	六四〇、二五八	六一		
創業費	一六七、二三二	九七		
林業費	三、七七〇	三五		
營業費	一、二七九	四九		
諸税	八、九九五	八一		
保険料	一、五一六	六八		
現金	九三四	三八		
合計	五、一七二、五五五	六四	五、一七二、五五五	六四

損益計算表

(昭和十六年十月末現在)

收		支	
科目	金額	科目	金額
預ヶ金利息	五二、六八八	林業費	三、七七〇
雑収入	七九八	營業費	一、二七九
当期損金	八八、七三三	諸税	八、九九五
	八九	保険料	一、五一一
合計	一四二、二二〇	合計	一四二、二二〇
	三三		三三

七

七

樺太開發株式會社法

研-0607



樺太開發株式會社法（昭和十六年三月七日）
法律第五十號公布

第一章 總則

第一條 樺太開發株式會社ハ樺太ニ於ケル經濟開發ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ豊原市ニ置ク

第二條 樺太開發株式會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 政府ハ樺太開發株式會社ニ對シ其ノ資本ノ半額ヲ限り出資スルコトヲ得

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

政府ハ樺太廳長官ノ管理ニ屬スル金錢以外ノ財産ヲ以テ樺太開發株式會社ニ對スル出資ノ目的ト爲シ又ハ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得

七三

政府前項ノ規定ニ依リ出資又ハ株金ノ拂込ヲ爲サントスルトキハ出資又ハ株金拂込ノ目的タル財産ノ價格ニ付樺太官有財産評價委員會ニ諮問スベシ

七四

樺太官有財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ規定ニ依リ政府ニ於テ引受ケタル株式ノ拂込金ハ樺太廳特別會計ノ歳出トス

第五條 樺太開發株式會社ニ對スル政府ノ出資ハ樺太廳特別會計ノ所屬トス

第六條 樺太開發株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第七條 樺太開發株式會社ニ非ザルモノハ樺太開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役員

第八條 樺太開發株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第九條 社長ハ樺太開發株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ樺太開發株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ選舉シタルニ倍ノ候補者中ヨリ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

第十一條 社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從

七五

事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

七六

第三章 營業

第十二條 樺太開發株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 鑛業、林業、農業及畜産業

二 農林畜産物ノ加工事業

三 經濟開發ノ爲必要ナル資金ノ供給

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 前各號ノ外經濟開發ノ爲必要ナル事業

前項第四號又ハ第五號ノ事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四章 樺太開發債券

第十三條 樺太開發株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ限リ樺太開發債券ヲ發行スルコトヲ得



樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九十六條ノ規定ヲ適用セズ

第十四條 樺太開發債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 樺太開發債券ノ所有者ハ樺太開發株式會社ノ財産ニ付此ノ債權者ニ先立テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第五章 利益金ノ處分

第十六條 樺太開發株式會社利益金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 樺太開發株式會社ハ毎營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ巨利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第十八條 樺太開發株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金

七八

額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第十九條 樺太開發株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付持込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額ニ對シ一ト四ノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第六章 政府ノ監督

第二十條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 主務大臣ハ樺太開發株式會社監理官ヲ置キ樺太開發株式會

社ノ業務ヲ監視セシム

樺太開發株式會社監理官ハ何時ニテモ樺太開發株式會社ノ金庫、帳簿
及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

樺太開發株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ樺太開發株式
會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

樺太開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ
陳述スルコトヲ得

第二十二條 樺太開發株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ
認可ヲ受クベシ

第二十三條 樺太開發株式會社ハ毎營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 樺太開發株式會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ主務
大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十五條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル

命令ヲ發スルコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ樺太開發株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、
法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキ
ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 主務大臣ハ本法中其ノ職務ニ屬スル事項ノ一部ヲ樺太廳長
官ニ委任スルコトヲ得

第七章 罰則

第二十八條 樺太開發株式會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之
ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ク
ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業
務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第二十九條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス
附則

第三十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



第三十一條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ樺太開發株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ在除シタル後餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第百七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後運轉ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシメ其ノ拂込アリタルトキハ運轉ナク創立總會ヲ召集スベシ

第三十六條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第三十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ樺太開發

八一

株式會社社長ニ引渡スベシ

第三十八條 商法第百六十七條、第百八十一條及第百八十五條ノ規定ハ樺太開發株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第三十九條 不法施行ノ際現ニ樺太開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ高麗ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第七條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ニ掲グル者ニ適用セズ

第四十條 明治四十五年法律第二十三號第一條第二項中「人造石油製造事業ノ許可ヲ受ケタル會社」ノ下ニ「又ハ樺太開發株式會社」ヲ加ラ

第四十一條 登錄法第六條第一項第十一號中「又ハ鐵業開發債券」ヲ「鐵業開發債券又ハ樺太開發債券」ニ改ム

八二